

第5次西粟倉村総合振興計画

基本計画

第 1 部 重点課題への取り組み

第 1 章 重点課題への取り組み

第 2 章 分野別計画への展開

第1章 重点課題への取り組み

村の将来像『百年の森林に囲まれた 快適で人が輝く 自然と交流のむら “西栗倉村”』の実現に向け、以下の重点課題に総合的に取り組みます。

1 子育て環境の充実強化

次世代を担う子どもたちは村の「宝」です。西栗倉村の子どもたちが健やかに成長していけるよう、行政をはじめ、保護者や地域、学校などが一体となって、安心して子どもを生み、育てられる子育て環境の充実強化に総合的に取り組みます。

2 高齢者・障がい者等支援の充実強化

「快適で人が輝くむら」の実現に向け、特に高齢者や障がい者も住み慣れた地域で人々と助け合いながら安心して快適な生活が営めるよう、医療・福祉対策の充実のみならず、健康づくりや生きがいくりの支援、農業支援や協働のむらづくりなどの取り組みを総合的にを行います。

3 観光における立ち寄り機能と交流機能の強化

鳥取自動車道の開通により村周辺の交通量の増加が見込まれます。この好機を活かすため、森林などの豊かな自然環境やそれらを活かした良質な農産物や木材だけでなく、それらを守り支えている「人」も貴重な村の資源・財産と捉え、これらを総動員して立ち寄り機能を強化し、「交流のむら」の実現を目指します。

4 百年の森林づくり等を通じた「上質な田舎」づくり

「百年の森林づくり事業」は限りある自然の恵みをみなで分かち合う（守り、受け継ぐ）「上質な田舎」づくりを目指した取り組みです。単に森林整備や林業活性化の範囲にとどめることなく、新たな雇用の創出や定住化の促進、観光・交流産業の活性化、さらには低炭素社会の構築につながるよう、再生エネルギー導入等関連施策の連携を図りながら総合的な取り組みを推進します。

5 公共施設・設備の計画的な維持・改修・整備

公共施設・設備の機能を適切に保持し、安全で「快適な」行政サービスを提供するため、計画的な財政運営のもと、老朽化が進む公共施設・設備の維持・改修・整備に取り組みます。

また、その際、公共施設は多くの人々の利用に供するものであることから、積極的に村産出材を活用するなど、「百年の森林に囲まれた」西栗倉村としての魅力の発信に努めます。

第2章 重点課題と分野別計画の関係

第1章で示した重点課題への取り組みが行政の各分野の事業とどのように関わるか、以下

章 重点課題	第1章 健やかに笑顔で暮らせるむらづくり 【保健・医療・福祉】	第2章 いきいきと学び・スポーツできるむらづくり 【教育・文化】
1 子育て環境の 充実強化	第1節 健康づくりの推進 医療費分析等による現状把握を行い、適切な対策を行うことにより健康づくりを推進していく	第2節 生涯スポーツの推進 生涯スポーツのすそ野を広げ、子どもから高齢者まで世代に応じた活動が継続的に行われるよう支援していく。
	第2節 子育て支援の充実 一人ひとりの顔が見える村ならではのきめ細やかな対応により、安心して子育てができるよう支援していく。	第3節 学校教育の充実 西粟倉村の教育の姿を示し、家庭、学校、地域が連携し、子どもたちの成長を連続して支えていく。
	第4節 障がい者福祉の充実 外部専門家や関係機関と協働しながら、障がい者やその家庭が、西粟倉村に住む不利を感じず暮らしていける環境づくりを進める。	
	第5節 医療体制などの充実 西粟倉村診療所は医療のみの提供ではなく、西粟倉村保健センターと連携して予防対策にも取り組んでいく。	
2 高齢者・障がい者等支援の 充実強化	第1節 健康づくりの推進 医療費分析等による現状把握を行い、適切な対策を行うことにより健康づくりを推進していく	第1節 生涯学習の充実 新しい生涯学習のかたちを考え、多様な活動を仲間と学習活動を行うことにより、大きな生きがいや喜びにつながるよう支援していく。
	第3節 高齢者福祉の充実 高齢者が自分らしく地域で暮らし続けられるよう、社会福祉協議会、地域、行政が連携して暮らしやすい環境を提供する。	第2節 生涯スポーツの推進 生涯スポーツのすそ野を広げ、子どもから高齢者まで世代に応じた活動が継続的に行われるよう支援していく。
	第4節 障がい者福祉の充実 外部専門家や関係機関と協働しながら、障がい者やその家庭が、西粟倉村に住む不利を感じず暮らしていける環境づくりを進める。	第4節 文化の振興 西粟倉村の先人が築いた歴史や文化を次代につなぎながら、新しい文化を支え、住民の理解と関心を高めていく。
	第5節 医療体制などの充実 西粟倉村診療所は医療のみの提供ではなく、西粟倉村保健センターと連携して予防対策にも取り組んでいく。	
3 観光における 立ち寄り機能 の強化		
4 百年の森林づくり等を通じた「上質な田舎」づくり		
5 公共施設・設備の計画的な維持・改修・整備	第2節 子育て支援の充実 一人ひとりの顔が見える村ならではのきめ細やかな対応により、安心して子育てができるよう支援していく。	第1節 生涯学習の充実 新しい生涯学習のかたちを考え、多様な活動を仲間と学習活動を行うことにより、大きな生きがいや喜びにつながるよう支援していく。
		第2節 生涯スポーツの推進 生涯スポーツのすそ野を広げ、子どもから高齢者まで世代に応じた活動が継続的に行われるよう支援していく。

の表で示します。

第3章 活力とにぎわいのあるむらづくり 【産業】	第4章 自然との共生、安らぎのある安心・安全の むらづくり【生活環境、基盤整備】	第5章 共に助け合い、効率的・効果的な行政運営の むらづくり【協働・行政運営】
	第2節 定住化対策の推進 全国的に人口減少が進むなかでも、雇用対策や住宅確保対策を継続的かつ総合的に実施し、定住化を推進する。	第1節 協働の推進 住民や地域の知恵や力を活かし、村民の暮らしがよりよくなるよう取り組みを進める。
	第7節 防犯・交通安全対策の推進 継続的な周知活動により、村民の交通安全・防犯意識を高める。	第3節 財政運営の適切な実施 長期にわたる財政シミュレーションを作成し、実行することにより、今後の大きな投資に備えた安定的な行政運営を行う。
第1節 農業の振興 災害や鳥獣害に強い安定した農業基盤を確保し、農業における内外への発信力を高め、付加価値をつけながら販売することにより増収を目指す。	第2節 定住化対策の推進 全国的に人口減少が進むなかでも、雇用対策や住宅確保対策を継続的かつ総合的に実施し、定住化を推進する。	第1節 協働の推進 住民や地域の知恵や力を活かし、村民の暮らしがよりよくなるよう取り組みを進める。
第4節 商工業の振興 村民の生活を支える商店、事業所を行政課題を解決するために利用し、支援を行うことにより商工業の維持を図っていく。	第7節 防犯・交通安全対策の推進 継続的な周知活動により、村民の交通安全・防犯意識を高める。	第3節 財政の適切な実施 長期にわたる財政シミュレーションを作成し、実行することにより、今後の大きな投資に備えた安定的な行政運営を行う。
第1節 農業の振興 災害や鳥獣害に強い安定した農業基盤を確保しつつ、内外への発信力を高め付加価値をつけながら販売することにより、増収を目指す。	第2節 定住化対策の推進 雇用・住宅確保対策を継続して行い、定住化を進める。	第3節 財政の適切な実施 長期にわたる財政シミュレーションを作成し、実行することにより、今後の大きな投資に備えた安定的な行政運営を行う。
第2節 林業の振興 百年の森林づくりに向け、様々な方策をあわせて森林の維持管理を適切に行い、収入と雇用が循環し、継続する仕組みをつくる。	第4節 省エネルギー・新エネルギー対策の推進 中山間地における低炭素モデル地域となるべく、新エネルギーの導入を積極的に検討し、村を挙げて省エネルギー対策を推進していく。	
第3節 観光交流の振興 森林や温泉等の自然や文化、産業、人を活かした観光地づくりを推進し、西栗倉のファンを増やしていく。		
第4節 商工業の振興 村民の日常生活や雇用を支える商店・事業所の安定した経営を支援し、商工業の維持・活性化を図っていく。		
第2節 林業の振興 百年の森林づくりに向け、様々な方策をあわせて森林の維持管理を適切に行い、収入と雇用が循環し、継続する仕組みをつくる。	第2節 定住化対策の推進 雇用・住宅確保対策を継続して行い、定住化を進める。	第3節 財政運営の適切な実施 長期にわたる財政計画を作成し、実行することにより、今後の大きな投資に備えた安定的な行政運営を行う。
第3節 観光交流の振興 森林や温泉等の自然や文化、産業、人を活かした観光地づくりを推進し、西栗倉のファンを増やしていく。	第4節 省エネルギー・新エネルギー対策の推進 中山間地における低炭素モデル地域となるべく、新エネルギーの導入を積極的に検討し、村を挙げて省エネルギー対策を推進していく。	
	第1節 交通・通信体制の整備と適切な維持管理 安全に利用できる道路・河川環境や、安定的に利用できる情報通信環境の適切な整備と計画的な維持・管理を行う。	第3節 財政運営の適切な実施 長期にわたる財政計画を作成し、実行することにより、今後の大きな投資に備えた安定的な行政運営を行う。
	第2節 定住化対策の推進 全国的に人口減少が進むなかでも、雇用対策や住宅確保対策を継続的かつ総合的に実施し、定住化を推進する。	第4節 公共財の適切な管理・活用 公共施設、設備を安全かつ安定的に使っていくために、維持管理を適正に行い、財源の裏付けのもと計画的に改築（改修）していく。
	第5節 上下水道の適切な維持管理 老朽化している施設・設備の現状を把握し、財政計画を踏まえた計画的な改修・更新を行う。	

第2部 分野別計画

- 第1章 健やかに笑顔で暮らせるむらづくり
- 第2章 いきいきと学び・スポーツできるむらづくり
- 第3章 活力とにぎわいのあるむらづくり
- 第4章 自然との共生、安らぎのある安全・安心のむらづくり
- 第5章 共に助け合い、効率的・効果的な行政運営のむらづくり

◆分野別計画の構成◆

担当課

各政策分野の具体的施策について所管する課をすべて明記します。

基本方針

各政策分野の取り組みの基本方針を一言で示します。

現状と課題

各政策分野における西栗倉村の現状や問題・課題となっていることなどを整理します。

取り組みの基本的な考え方

各政策分野における施策の意義や課題、取り組みの方向性について示します。

政策目標

「目指す姿」・・・定性目標

各政策分野において、行政と村民、地域、事業者等が協力して最終的に目指す状態を定性目標として位置づけます。

「指標項目」・・・定量目標

定性目標を補完するために「基本施策」レベルでの評価指標を設定します。
各政策分野を評価する際には、定性評価を基本としながら、この指標を参考値として用いるものとします。

施策の内容

各政策分野を推進するために展開する施策の内容を示します。

村民と行政の役割

目指す姿の実現に向けて村民のみなさんと行政とが連携して取り組むために、行政の役割や姿勢を示すとともに、村民のみなさんをお願いしたいことを示します。

関連する個別計画

他の分野別計画・個別計画のうち、各政策分野の推進にかかわりの深い計画を示します。

■ 分野間で連携を図る施策

各政策分野を推進する上では、他分野の施策の中でも関連性の高いものとの連携を図る必

		第1章 健やかに笑顔で暮らせるむらづくり 【保健・医療・福祉】					第2章 いきいきと学び・スポーツできる むらづくり【教育・文化】				
		第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第1節	第2節	第3節	第4節	
		健康づくりの推進	子育て支援の充実	高齢者福祉の充実	障がい者福祉の充実	医療体制などの充実	生涯学習の充実	生涯スポーツの推進	学校教育の充実	文化の振興	
		頁	44	46	48	50	52	54	56	58	60
第1章 【保健・医療・福祉】	第1節 健康づくりの推進	44	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節 子育て支援の充実	46	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3節 高齢者福祉の充実	48	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第4節 障がい者福祉の充実	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第5節 医療体制などの充実	52	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2章 【教育・文化】	第1節 生涯学習の充実	54	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節 生涯スポーツの推進	56	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3節 学校教育の充実	58	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第4節 文化の振興	60	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3章 【産業】	第1節 農業の振興	62	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節 林業の振興	64	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3節 観光交流の振興	66	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第4節 商工業の振興	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第4章 【生活環境、基盤整備】	第1節 交通・通信体制の整備と適切な維持管理	70	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節 定住化対策の推進	72	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3節 ごみの減量化とリサイクルの推進	74	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第4節 省エネルギー・新エネルギー対策の推進	76	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第5節 上下水道の適切な維持管理	78	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第6節 消防防災対策の推進	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第7節 防犯・交通安全対策の推進	82	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第5章 【協働・行政運営】	第1節 協働の推進	84	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節 行政事務の適切な実施	86	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3節 財政運営の適切な実施	88	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第4節 公共財の適切な管理・活用	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第5節 情報化の推進	92	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第6節 情報公開・保護の推進	94	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第7節 人権啓発及び人権教育、男女共同参画の推進	96	○	○	○	○	○	○	○	○	○

要があります。以下の表では、連携を図る主な関連施策について整理します。

第3章 活力とにぎわいのあるむらづくり 【産業】				第4章 自然との共生、安らぎのある安全・安心のむらづくり 【生活環境、基盤整備】							第5章 共に助け合い、効率的・効果的な行政運営のむらづくり 【協働・行政運営】						
第1節	第2節	第3節	第4節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第6節	第7節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第6節	第7節
農業の振興	林業の振興	観光交流の振興	商工業の振興	交通・通信体制の整備と適切な維持管理	定住化対策の推進	ごみの減量化とリサイクルの推進	省エネルギー・新エネルギー対策の推進	上下水道の適切な維持管理	消防防災対策の推進	防犯・交通安全対策の推進	協働の推進	行政事務の適切な実施	財政運営の適切な実施	公共財の適切な管理・活用	情報化の推進	情報公開・保護の推進	人権啓発及び人権教育、男女共同参画の推進
62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90	92	94	96
○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-
-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-
○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	-
-	-	○	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	-
-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-
-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-
○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○
-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	○	-
○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-
○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-
-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-
-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	○	-
-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-	-	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-
-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-

第1章 健やかに笑顔で暮らせるむらづくり

1-1 健康づくりの推進

【 担当課：保健福祉課 】

基本方針

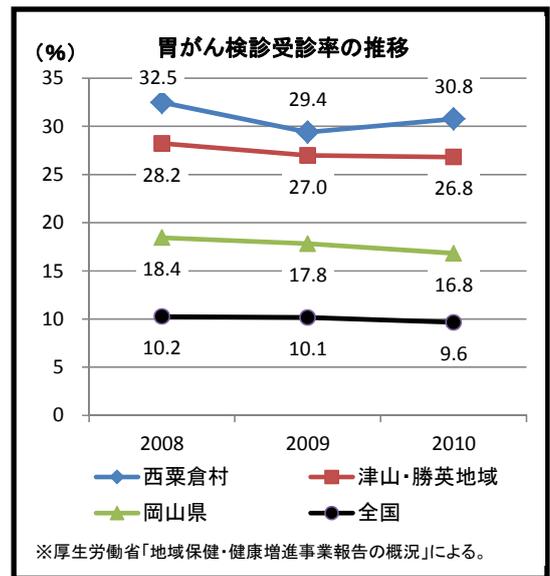
医療費分析等による現状把握を行い、適切な対策を行うことにより健康づくりを推進していく。

◆現状と課題◆

村民のみなさんが「自分の健康は自分で守る」という意識をもち、健康に対する知識を身につけながら、健康で長生きできるよう支援していく必要があります。

本村の各種健診*・検診*の受診率は全国や岡山県と比較しても高い水準にあります。また、死因別に見ると、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患の占める割合が平均42%であり、全国・岡山県の平均55%と比べると低くなっています。

今後も、高血圧症をはじめとした生活習慣病*の発症予防、重症化の防止に努め、脳血管疾患や心疾患といった重篤な疾患を予防し、健康寿命の延伸を図っていく必要があります。



◆取り組みの基本的な考え方◆

村民が主体的に健康づくりや健康管理に取り組み、生涯にわたり明るく健やかに暮らせる環境づくりを推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	健康に対する正しい知識を持ち、健康に配慮した生活を送るための主体的な取り組みを支援することで、一人ひとりが生涯を通じて元気に過ごせるむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
国民健康保険の特定健診受診率	47.4% (H22)	70%	75%
国民健康保険の特定保健指導実施率	46.4% (H22)	55%	60%
がん検診受診率 (胃がん)	26.0% (H23)	35%	40%
がん検診受診率 (肺がん)	34.2% (H23)	40%	50%
がん検診受診率 (子宮がん)	16.8% (H23)	20%	30%

※がん検診受診率：対象者は40歳以上で健診対象者調査票で「人間ドック、職場健診やその他医療機関で受ける」を除いた人とする。

◆施策の内容◆**1. 健康増進活動の推進**

生活習慣病*の予防等によって健康寿命の延伸につなげるため、体のしくみ、食べ方と運動、禁煙、歯と歯ぐきの健康などをテーマとした各種健康教育・健康相談を実施し、村民の生活習慣病予防に向けた取り組みを支援します。

2. 健診・検診受診率の向上

疾病の早期発見・重症化予防に向けた取り組みを推進するため、各種健康診査の内容の充実を図るとともに、健診*・検診*の受診率や保健指導実施率の向上を図ります。

3. 保健指導の充実

各種健康診査の結果に基づく健康教育や相談支援等の充実を図るとともに、健康教室や戸別訪問活動等により、生活習慣病の予防、改善や脳血管疾患、骨折等の発症・悪化・再発防止に努めます。

また、ストレスなど心の健康に関する相談体制を充実します。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・「自分の健康は自分で守る」という意識をもちましょう。
- ・各種健診・検診を積極的に受診しましょう。
- ・健康教室に積極的に参加して、運動習慣や食生活の改善などに取り組み、健康づくりを実践しましょう。

【行政の役割】

- ・健康づくりに関わる関係機関と協力して、村民が様々な場面で健康づくりに取り組むための環境整備を行います。
- ・医療費分析を基に、村の状況に応じた健康相談、健康教室開催を通じて村民の健康づくりに努めます。
- ・全ての村民が生涯健康で暮らせるよう食生活を中心とした規則的な生活習慣づくりを支援します。
- ・各種がん検診、特定健康診査を通じて病気の早期発見・早期治療を進め、予防に努めます。

◆関連する個別計画◆

- ・健康にしあわくら21計画(H15～H24)
- ・西粟倉村特定健診等実施計画(H15～H24)

第1章 健やかに笑顔で暮らせるむらづくり

1-2 子育て支援の充実

【 担当課:保健福祉課 / 教育委員会 】

基本方針

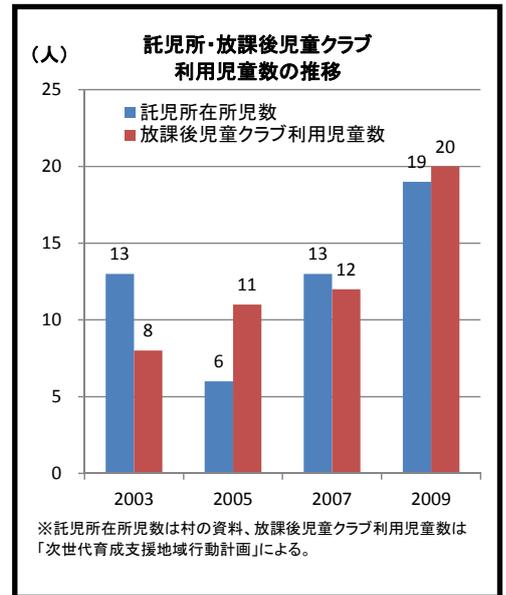
一人ひとりの顔が見える村ならではのきめ細やかな対応により、安心して子育てができるよう支援していく。

◆現状と課題◆

本村では、子育て世代の就労支援策として、2003年に託児所と放課後児童クラブ*を開設しており、いずれも利用者は近年増加傾向にあります。また、一人の女性が一生に生む子どもの平均数である合計特殊出生率*は比較的高く、乳幼児健診受診率は100%となっており、子育てへの高い関心がうかがえます。

このため、本村ではブックスタート*など教育部門とも連携した特色のある子育て支援の取り組みを展開してきました。

一方で、保護者や地域が一体となり、安心して子育てができる環境づくりを図る必要があります。子育て家庭と子育てを支援する地域との連携や孤立感を解消する保護者同士のネットワークを充実していく必要があります。



◆取り組みの基本的な考え方◆

子育てを行うのは、第一義的に家庭に責任があります。しかし同時に子どもたちは地域においても「宝」であることから、子どもを地域全体で見守り育てていく必要があります。

子育て支援の充実を図るとともに、医療や福祉、教育等との連携を強化して、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	児童福祉や保育サービスの充実、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりなどを通じた、安心して子育てができるむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
乳幼児健康診査受診率 (1歳6ヶ月児健診)	100% (H22)	100%	100%
乳幼児健康診査受診率 (3歳児健診)	100% (H22)	100%	100%
保育環境や遊び場の満足度	-0.1 (H24)	0.5	1.0
子育てに対する地域の協力の満足度	0.2 (H24)	0.5	1.0

◆施策の内容◆**1. 母子保健の充実**

妊娠、出産に関する相談体制や乳幼児健診、育児支援などの母子保健サービスの充実を図るとともに、不妊相談に対応した情報提供や治療費の一部助成などを行います。

2. 子育てに対する経済的支援の充実

児童手当の支給や医療費の助成事業などにより、子育て家庭に対する経済的な負担の軽減を図ります。

3. 安心して子育てができる生活環境の確保

子どもの虐待を予防するとともに、子どもと保護者の地域での孤立や、子育てへの不安感など、子育てを取り巻く様々な問題に対処するため、関係機関と密接な連携を図ります。

4. 保育サービスの充実

様々な保育ニーズを踏まえ、託児所の運営を適切に行うほか、老朽化した施設の計画的、効果的な整備を進めるなどにより、保育サービスの充実に努めます。

5. 地域ぐるみの子育て支援の促進

民生委員・児童委員や地域学校ボランティアなどの協力を得ながら、保護者同士のネットワークづくりや交流の場づくり、さらには子育て相談等の充実により、各地域で子育てを支える人的ネットワークづくりを促進します。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・子どもたちの健やかな成長にとって家庭が健全であることは基本的な条件であり、子育ての基本が家庭にあることを十分に自覚しましょう。
- ・家庭において、子どもの栄養や運動、休養、健康に十分配慮し、「早寝・早起き・朝ごはん」など、基本的な生活習慣を子どもに身につけさせましょう。

【行政の役割】

- ・子育て支援サービスの提供体制を充実させながら、保護者が就労しやすい環境の維持に努めます。
- ・子育てを行う上で必要な保護者、地域の連携を支援するとともに、必要な情報を提供していきます。
- ・一人ひとりの顔が見える村ならではのきめ細やかな子育て支援サービスを提供していきます。

◆関連する個別計画◆

- ・次世代育成支援地域行動計画【西栗倉村子ども計画】(H22～H26)

第1章 健やかに笑顔で暮らせるむらづくり

1-3 高齢者福祉の充実

【 担当課:保健福祉課 】

基本方針

高齢者が自分らしく地域で暮らし続けられるよう、社会福祉協議会、地域、行政が連携して暮らしやすい環境を提供する。

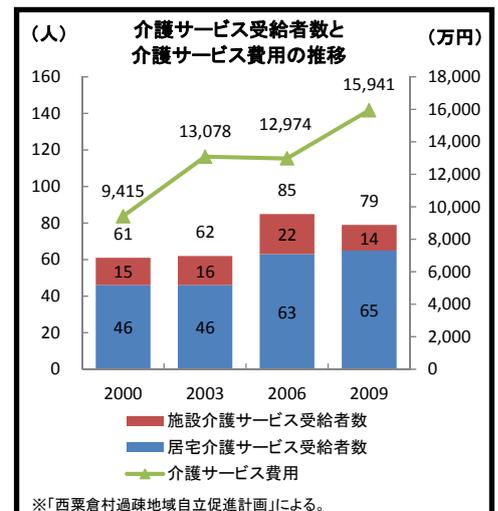
◆現状と課題◆

本村の高齢化率は2010年で31.8%と、全国や岡山県より高く、津山・勝英圏域の中でも高齢化が進行しています。また、一人暮らし高齢者の割合も13.6%と、全国や岡山県、津山・勝英圏域より高くなっています。

将来推計人口によると、本村は今後全国平均以上に少子・高齢化が加速していくと予想されており、2035年には高齢化率は44.6%と村民の二人に一人が高齢者という超高齢化時代が近づいています。

一方、本村の高齢者に占める要支援*・要介護*認定者数の割合は18.6%と、県内では低いものの、全国と比べると高い割合であり、要支援・要介護高齢者対策が課題となっています。これまでも在宅サービスの充実等を図ってきた結果、居宅介護サービスは近年増加しており、在宅介護が根づきつつあるとみられます。

今後も、高齢化の進行を見据え、要介護状態への進行防止や対象者の状態改善を促進するため、健康づくりや認知症予防などの介護予防事業の充実、高齢者の安全の確認や孤独感の解消のための見守り活動や社会参加への支援を充実していく必要があります。また、高齢者の外出や日常生活を支援するため、地域にあった移動手段の確保を図る必要があります。



◆取り組みの基本的な考え方◆

高齢者が在宅でいつまでも元気に暮らしていけるよう自立や社会参加を支援していくとともに、介護保険の円滑な運営、介護サービスの充実、地域包括ケアシステム*の推進を図り、地域ぐるみで支え合う環境づくりを推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	高齢者に対する日常生活の支援や社会参加に向けた取り組みなどを通じて、誰もが地域社会を構成する一員としていきいきと暮らせるむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
要介護新規認定率	3.9% (H23)	4.0%未満	4.0%未満
二次予防事業対象者の維持改善率	92% (H23)	90%以上	90%以上
福祉サービス(在宅福祉等)の状況の満足度	0.4 (H24)	0.5	0.6

◆施策の内容◆

1. 高齢者の生きがいくりの支援

高齢者が集い、交流できる環境づくりのほか、趣味や創作活動、学習機会の充実を図りながら、高齢者の生きがいくりと社会参加を促進します。

2. 介護予防の推進

介護予防に関する知識の普及・啓発、自主的な介護予防活動の育成や支援などにより、要介護*状態や要支援*状態になることを予防するための施策を積極的に推進します。

また、地域包括支援センター*の機能を高めながら、身近な地域での相談・支援体制の充実を図ります。

さらに、高齢になっても暮らしやすい地域づくりを推進するため、西粟倉村診療所や西粟倉村社会福祉協議会等と協働し、地域包括ケアシステム*の充実を図ります。

3. 介護・年金サービスの提供

介護保険事業計画に基づき、在宅を基本とした介護サービスの基盤整備と質的向上を図りながら、介護が必要となった人に対して、適正かつ多様なサービスを提供します。

4. 地域ぐるみの高齢者支援の促進

地域の支え合いの中で、高齢者が安心して暮らせるよう、住民同士の見守りの推進や買い物などの日常生活を支援する環境を整備します。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

- ・高齢期に入る前から健康意識を高め、日々の生活の中で自主的な健康づくりや生活習慣病の予防に努め、主体的に健康づくりに取り組みましょう。
- ・要介護状態になる第一要因は、「下肢機能の低下」です。高齢になっても、適度な運動や散歩、外出などを積極的に行うよう心がけましょう。
- ・地区サロンなど、地域の取り組みに積極的に参加しましょう。

【行政の役割】

- ・高齢者が、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けることができるよう、高齢者一人ひとりの状況に応じて保健・医療・福祉の各分野が連携し、様々なサービスを継続的に提供できる体制を構築します。
- ・村民の参加、協力により、地域において支え合う人的なネットワークづくりを支援します。

◆関連する個別計画◆

- ・第5期西粟倉村介護保険事業計画(H24～H26)
- ・西粟倉村高齢者保健福祉計画(H24～H26)

第1章 健やかに笑顔で暮らせるむらづくり

1-4 障がい者福祉の充実

【 担当課:保健福祉課 】

基本方針

外部専門家や関係機関と協働しながら、障がい者やその家庭が、西栗倉村に住む不利を感じず暮らしていける環境づくりを進める。

◆現状と課題◆

2010年の状況を見ると、村内には135人の方が障がいを抱えながら暮らしています。このうち6割強が65歳以上の高齢者であり、在宅が124人、施設入所者は11人です。

本村では、平成15年に住民参画で障害者計画を策定し、国や県の財政的・人的支援を受けながら障がい者福祉サービスの充実を図ってきましたが、障がい者が持てる力を発揮しながら社会参加を果たしていくためには、障がい者（児）や障がいそのものに対する理解を深め、地域全体で障がい者を支えあう意識の醸成を図る必要があります。

このため、障がい者やその保護者と地域や障がいのない人との交流を進めるために開設している「よりみちサロン（地域福祉推進事業）」の利用促進を図るほか、障がい児教育への支援、生きがいや自立した生活を行うための就労支援などに積極的に取り組む必要があります。

	障害者の人数			合計
	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	
身体障害	2	25	78	105
在宅	2	23	78	103
施設	0	2	0	2
知的障害	5	16	6	27
在宅	5	11	3	19
施設	0	5	3	8
精神障害	0	2	1	3
在宅	0	1	1	2
施設	0	1	0	1
合計	7	43	85	135
在宅	7	35	82	124
施設	0	8	3	11

※「西栗倉村過疎自立促進計画書」による。単位:人

◆取り組みの基本的な考え方◆

障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営み、多様な社会的活動に参加できる機会を拡大するため、地域全体で障がい者（児）を支える環境づくりを推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	地域全体で障がい者を支えるとともに、自立支援や就労支援などを通じて、障がい者が地域の中で自立した生活を送っているむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
よりみちサロン年間利用者数 (延べ)	82 人 (H23)	160 人	200 人
障がい者（児）への相談支援の年間実施回数	12 回 (H24)	20 回	24 回

◆施策の内容◆**1. 障がい福祉サービスの提供**

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がいの状態やニーズに応じた障がい福祉サービスを提供します。

2. 障がいのある人の社会参加の支援

障がいのある人の社会への参加、参画を支援するため、相談支援・就労支援体制を強化するとともに、多様な機会づくりを行っていきます。

3. 地域ぐるみの障がい者支援の促進

地域の支え合いの中で、障がい者が安心して暮らせるよう、地域住民同士の見守りを推進するとともに、勝英地域自立支援協議会において、障がい者、家族、ボランティア、行政等の関係機関が協働して、障がい者の生活支援の検討を行っていきます。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

・障がい者が在宅サービスを利用しながら、自宅や地域で安心して生活を営めるよう協力しましょう。

【行政の役割】

・障がい者が自立し、充実した社会生活を送ることができるよう、障がい者の意向を尊重し、一人ひとりの生活ニーズに則したきめ細かな支援体制の確立に努めます。

◆関連する個別計画◆

- ・障害者計画(H15～H24)
- ・第3期障害福祉計画(H23～H27)

第1章 健やかに笑顔で暮らせるむらづくり

1-5 医療体制などの充実

【 担当課:保健福祉課 】

方針

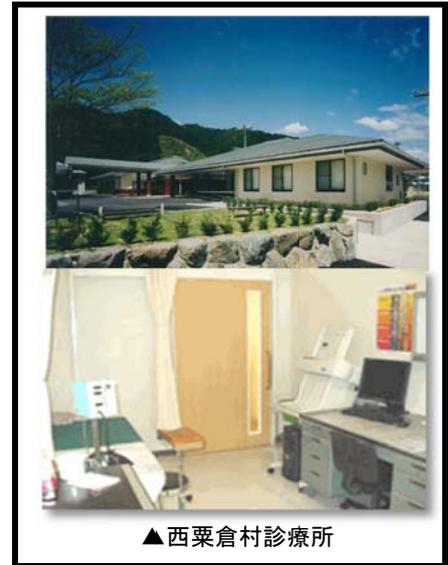
西粟倉村診療所は医療のみの提供ではなく、西粟倉村保健センターと連携して予防対策にも取り組んでいく。

◆現状と課題◆

本村の医療サービスは、村営の西粟倉村国民健康保険診療所を拠点として、へき地医療拠点病院である美作市立大原病院、より高度な医療を提供する3次医療圏の中心施設である津山中央病院など、近隣の医療機関との連携によって提供されています。

地域医療の拠点となる西粟倉村診療所では、平日午前の内科診療を中心（月一回整形外科）に、午後には隔週で週一回脳神経内科及び小児科の診療を行っています。診療所1カ所しか医療機関がない本村では、病気にかからないための疾病予防対策を西粟倉村診療所と保健センターが連携して充実していく必要があります。

また、救急医療については、村民の多くが不安を抱えている問題ですが、実際の救急医療体制がどのようになっているか知られていないことから、救急医療の利用方法や緊急時の対処法の普及等、情報提供や知識の普及を推進し、不安の軽減を図る必要があります。



▲西粟倉村診療所

◆取り組みの基本的な考え方◆

西粟倉村診療所におけるプライマリ・ケア*を充実するとともに、保健センターや近郊の医療機関との連携をより一層進め、村民が安心できる医療体制の確立を目指します。

また、住民が知っておくことで緊急時等にも安心できる情報や知識を提供し、医療に対する不安の軽減を図ります。

◆政策目標◆

目指す姿	診療所や保健センターと連携した予防対策や、救急医療体制に関する適切な情報の周知を進めることによって、誰もが健康で安心して暮らせるむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
病院等の保健・医療・福祉の整備状況の満足度	0.3 (H24)	0.5	0.7
休日夜間の救急医療体制の満足度	-0.2 (H24)	0.0	0.2
1人当たりの国民健康保険の医療費	32万円 (H23)	31万円	H30 広域化予定
国民健康保険税の収納率	91% (H23)	94%	

◆施策の内容◆

1. 地域医療体制の充実

国保診療所の特性を活かした医療の展開に加え、美作市立大原病院や津山中央病院などの医療機関や保健・福祉分野との連携を促進しながら、医療サービスの供給体制の一層の充実に努めます。

また、「知らない」ことから生じる医療に対する漠然とした不安の軽減が図られるよう、必要な情報の周知や知識の習得の機会を設けます。

2. 救急体制の周知

常備消防を委託している美作市消防本部と連携を図りながら、救急体制の現状を周知することで村民の不安を解消するとともに救命措置の普及に努めます。

3. 社会保険体制の充実

国民健康保険制度等の趣旨について一層の普及を図るとともに、制度の安定運営のために保険事業を充実させ、医療費の適正化を図ります。

また、国民健康保険税の収納率の向上に向けた対策を強化します。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

- ・日頃からみなさんの健康状態や家族の状況、生活環境などを知ってもらい、健康相談や病気になった時の初期の医療を受けられる「かかりつけ医*」を持ちましょう。
- ・様々な機会をとらえて、疾病予防や緊急時に困らない情報・知識を身につけましょう。

【行政の役割】

- ・へき地医療機関である国保診療所の存続を図ります。
- ・村民の生活の質の向上を図るとともに、安心してより良質な医療を適切に受けられるよう、保健センターの保健師と診療所の医師及び看護師等が連携した地域医療のネットワークづくりを推進します。
- ・国民健康保険をはじめとする保険制度の安定運営に努めます。
- ・医療に係る情報提供や知識習得の機会を提供します。

◆関連する個別計画◆

- ・特になし

第2章 いきいきと学び・スポーツできるむらづくり

2-1 生涯学習の充実

【 担当課:教育委員会 】

方針

新しい生涯学習のかたちを考え、多様な活動を仲間と学習活動を行うことにより、大きな生きがいや喜びにつながるよう支援していく。

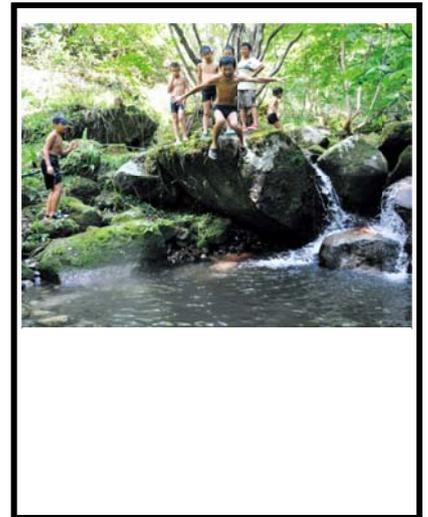
◆現状と課題◆

本村では、文化協会に加盟する各団体や、村が実施している生涯学習講座「あわくら大学」、小中学生を対象とした自然体験活動「あわくらたんけんクラブ」などを通じて、子どもから大人まで幅広く生涯学習活動を行っています。

これらの活動は、あわくら会館を拠点として行われていますが、あわくら会館内には、蔵書数 42,500 冊（児童書 28,000 冊）を誇る子ども図書館もあり、乳幼児期のブックスタート*事業や、幼稚園・小中学校とも連携した読書活動の推進などにより、子どもたちが本に触れる機会を作っています。

人々の学習ニーズは年々高まりを見せており、今後ますますその活動の幅は広がると予想されます。このため、村においても、各種グループや団体の活動を側面的に支援し、他団体や他市町村の状況などの情報提供を行っていく取り組みが必要です。

また、生涯学習活動の拠点となるあわくら会館の老朽化が進んでおり、耐震基準も満たしていないことから、学習機会の充実を図るためにも計画的な改修又は整備が必要です。



◆取り組みの基本的な考え方◆

多彩な生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習に関する情報や施設、人材など必要な学習資源のネットワーク化を図り、一人ひとりの主体的な学習活動の創出や展開を総合的に支援していきます。

◆政策目標◆

目指す姿	多様な生涯学習の機会を創出することによって、村民一人ひとりが大きな生きがいや喜びを感じながら、いきいきと活動しているむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
子ども図書館の1人当たり年間貸出冊数	7.5 冊/人 (H23)	9 冊/人	11 冊/人
生涯学習講座(あわくら大学等)の年間実施回数	12 回	15 回	15 回

◆施策の内容◆**1. 読書活動の普及推進**

子ども図書館では、乳幼児のブックスタート*を始めとして、幼稚園や小中学校、あるいは県立図書館など既存のネットワークを充実させながら、あらゆる世代のニーズに応える図書館サービスの向上を図るとともに、誰もが気軽に図書を利用できる環境づくりと読書活動を推進します。

2. 生涯学習支援の充実

村民一人ひとりの学ぶ意欲、活動意欲に応えるため、あわくら会館などの身近な施設の有効活用を図りつつ、様々な生涯学習活動を支援する体制の充実を図ります。

また、生涯学習やスポーツ活動に関する情報提供の充実を図ります。

3. 活動成果の活用機会の充実

文化祭による活動成果発表の機会や、学習活動で得た知識や技術を活かして地域社会に貢献できる環境づくりを推進します。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・学びやスポーツ活動を日常生活に取り入れ、心豊かでいきいきとした生活を送りましょう。
- ・展覧会や発表会など、学習活動の成果を発表する場や機会に積極的に参加しましょう。

【行政の役割】

- ・あわくら大学などの生涯学習活動の場を積極的に設けます。
- ・生涯学習に関する情報を積極的にお知らせします。
- ・生涯学習施設の適切な管理運営に努めます。

◆関連する個別計画◆

- ・教育行政方針(単年度)

第2章 いきいきと学び・スポーツできるむらづくり

2-2 生涯スポーツの推進

【 担当課:教育委員会 】

基本方針

生涯スポーツのすそ野を広げ、子どもから高齢者まで世代に応じた活動が継続的に行われるよう支援していく。

◆現状と課題◆

本村では、様々な世代がスポーツ活動を行っています。スポーツ少年団ではソフトボール・バレーボール・スキーが行われ、また体育協会では、バレー・ゴルフ・フットサル・スキー・ゲートボールなどが行われています。それぞれの競技人口は多くありませんが、仲間同士の交流を深めたり、外部の大会に出場して実力を高めながら活動しています。

これまで、本村からはバンクーバーパラリンピック・ゴールドメダリストの新田佳浩氏や、広島東洋カープの福井優也氏など、世界や全国で活躍する人材が生まれてきました。小さな村でも輝く人材が育つことはスポーツを行う者にとって大きな目標になるものです。

今後、このような競技としてのスポーツ振興はもちろん、それぞれの世代に応じた健康づくりや生きがいづくりのための場の提供や、他団体の情報などを提供する取り組みが必要です。

また、活動拠点の一つになっているあわくら会館体育館の老朽化が進んでいるため、既存の小中学校体育館の活用も含めて、生涯スポーツの振興を図る必要があります。



◆取り組みの基本的な考え方◆

村民の誰もが、それぞれの世代に応じて健康や体力の維持向上、技能の向上を楽しんでできる生涯スポーツの環境づくりを推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	それぞれの世代に応じた生涯スポーツの機会を提供することによって、多くの村民がスポーツ活動を日常的に行い、いきいきと活動しているむら			
	指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
	体育協会の団体数	6 団体 (H23)	6 団体	6 団体
	スポーツ少年団の所属者数	40 人 (H23)	40 人	40 人
	スポーツ大会*や体力測定会の参加者数 *元気のでるふれあいスポーツ大会等	48 人 (H22)	100 人	150 人

◆施策の内容◆**1. スポーツ・レクリエーション活動の促進**

村民の健康づくりや体力づくりを促進する啓発活動を行います。

また、既存のグループ・団体活動を支援するとともに、年齢や適性、体力や障がいに応じた各種教室を開催したり、新しいスポーツに取り組む機会を創出したりするなど、村民一人ひとりの生涯スポーツ活動を支援します。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・ウォーキングなど身近なスポーツ活動も含め、日常生活に積極的にスポーツ活動を取り入れ、健康でいきいきとした生活を送りましょう。

【行政の役割】

- ・スポーツ大会などの活動の場を積極的に設けます。
- ・スポーツに係る情報を積極的にお知らせします。
- ・少人数での自主的な活動を側面から支援します。

◆関連する個別計画◆

- ・教育行政方針(単年度)

第2章 いきいきと学び・スポーツできるむらづくり

2-3 学校教育の充実

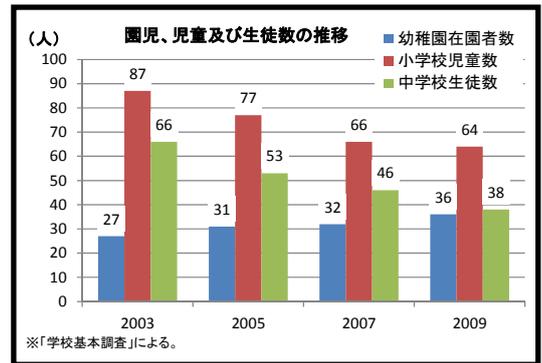
【 担当課:教育委員会 】

基本方針

西栗倉村の教育の姿を示し、家庭、学校、地域が連携し、子どもたちの成長を連続して支えていく。

◆現状と課題◆

本村には、幼稚園1園、小学校1校、中学校1校と託児所があります。少人数で目の行き届いた教育が行える一方で、少人数であるが故に競争力が育ちにくい、部活動の選択肢が少ないなどの不安や課題があります。こうした課題は少人数では避けられないものですが、本村で行われている教育の姿や成果が保護者や地域に見えにくいのも現状です。また、近隣の学校と統合してはという声がある一方で、地域の見守りの中で学校に通わせることに安心感があるとの声もあります。



このため、村としての目指すべき教育の姿を示し、西栗倉の子どもたちの成長を保護者、学校、地域が共に見守りながら、村ならではの特色ある教育を行っていくことが必要です。

また、高校は村外に進学することになります。県北に位置する立地環境から、通学・入寮など大きな負担を伴います。特別支援学校への通学・入寮とも合わせて、これらの負担を軽減させていく取り組みが必要です。

◆取り組みの基本的な考え方◆

少人数教育のメリットを活かすとともに、学校、家庭、地域の連携を強化して特色ある授業や活動を推進し、西栗倉村ならではの教育体制を確立していきます。

遠距離通学や下宿等による経済的な負担等の不安を解消し、一人ひとりの進学ニーズを支援する環境を整備していきます。

西栗倉村の豊かな自然環境と、特色ある教育活動などを通じて、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	村の特徴を活かした特色ある教育活動の展開により、次代を担うたくましい子どもが健やかに育つことができるむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
学校支援ボランティア活動への登録者数	25 人 (H24)	30 人	35 人
教育環境 (特色のある学校教育等) の満足度	— (今後検討)		

◆施策の内容◆

1. 「知・徳・体」を育む学校教育の推進

学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を確実に身に付け、自ら学び、考え、表現する力を育む教育を推進します。また、人権問題に関する理解を深め、相互の理解が図られるよう一人ひとりを大切にされた教育を推進します。さらに、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立と社会参加への主体的な取り組みを目指した特別支援教育を推進します。

2. 特色ある学校教育の推進

村ならではの教育活動を支援するため、村の特色を活かした教育方針の作成を進めます。小規模自治体のメリットを最大限に活かし、幼稚園・小学校・中学校・教育委員会が子どもたちの成長を連続して支える取り組みを充実します。

3. 学校教育環境の充実

学校内の安全・防犯対策など適切な管理の徹底を図り、保護者や地域と連携を取りながら、安全・安心で開かれた教育環境を整備します。

4. 学校給食の充実

アレルギーなど子ども一人ひとりの体に配慮した学校給食を維持するとともに、地産地消*などの取り組みを推進・充実します。

5. 子どもの居場所づくりの充実

放課後児童クラブ*をはじめ、子どもたちが世代を超えて人との関わりを持てるような子どもの居場所づくりを充実します。

6. 家庭における教育の推進

子どもが生きていく上で必要になる様々な事柄を、家庭においても十分に学べるように、子育て講座や親子がともに参加する体験活動等の充実を図るなど、家庭における教育を支援します。

7. 高校通学に対する負担解消対策の推進

県北の村であることの立地的な不利を補うため、県外通学への働きかけを持続的に行うとともに、負担解消に向けた取り組みを推進します。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

- ・学校・家庭・地域それぞれが教育の場としての役割を果たすとともに、連携して子育てを行いましょ。
- ・ボランティアティーチャー*などとして教育活動に参加するなど、できる形で学校教育を支援しましょ。
- ・見守り隊などの活動を通して、子どもの登下校の安全確保に協力しましょ。

【行政の役割】

- ・学校は、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、組織的・継続的な改善を図るとともに、それを公表することにより、保護者・地域住民から理解と支援を得て、連携協力による学校づくりを推進します。
- ・西栗倉村らしい特色ある教育の姿、西栗倉の子ども姿を村民に示し、それに沿った教育を学校と協力して推進します。
- ・学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備などの改善措置を講じることにより、教育水準の保障・向上に努めます。
- ・高校への通学が不便な地域の実情を踏まえ、通学等に対する不満や負担感の解消に努めます。

◆関連する個別計画◆

- ・教育行政方針(単年度)

第2章 いきいきと学び・スポーツできるむらづくり

2-4 文化の振興

【 担当課：教育委員会 】

方針

西粟倉村の先人が築いた歴史や文化を次代につなぎながら、新しい文化を支え、住民の理解と関心を高めていく。

◆現状と課題◆

本村には、様々な県・村指定の文化財や永昌山（鉄山）タタラ跡などの名勝・旧跡、埋蔵文化財があります。また、獅子舞など、地域固有の郷土芸能や祭事も多くあります。これらの多くは地域の人々の手で受け継がれ、守られてきました。アンケート調査でも、多くの村民に地域行事や文化に参加したり、守ったりすることが大切であるという意識があることが明らかとなっています。

しかし一方で、地域によっては、高齢化などの進行により、行事や祭事を続けることが困難になりつつあります。

西粟倉村ならではの文化や風習は、地域への愛着や誇りを高めるうえで重要な役割を担っていることから、先人の残してくれた貴重な文化財や伝統芸能、祭りを保存して後世に継承していく必要があります。



◆取り組みの基本的な考え方◆

伝統や文化に対する村民の意識の高揚を図るとともに、貴重な文化財や歴史・民俗資料の保護・保存と有効活用を推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	村の文化や風習が地域への愛着や誇りとして浸透し、先人が築いた文化財や伝統芸能、祭りが後世に継承される歴史や文化に彩られたむら			
	指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
	広報機会を増やし情報を知る機会を増やす	0 (H24)	12	12
	文化協会の団体数	11 団体 (H24)	11 団体	11 団体

◆施策の内容◆**1. 歴史文化的資源の継承と活用**

郷土が生んだ先人たちの偉業や、将来世代に継承すべき遺跡などの歴史的資源について、文化財としての保存活動を行います。

歴史・文化的資源の価値やその保存・継承の意義について啓発活動を行うとともに、文化財情報を分かりやすく伝えることで、村民や子どもたちが郷土に愛着を持つための学習環境を整備します。

2. 地域固有の文化活動の推進

林業やタタラ跡などに関連する生活文化をはじめ、有形無形の歴史・文化的資源が持つ価値を再認識し、西栗倉村らしさを大切にした地域固有の文化の創造や発展に向けた取り組みを進めます。

地域の歴史・文化を通じた村民の取り組みや村内外における交流活動を盛んにし、歴史・文化的資源の位置する周辺地域のにぎわいづくりに寄与する取り組みを進めます。

3. 多様な文化・芸術に触れる機会の創出

文化協会など、村民による創作や研究活動、展示や発表の機会の充実を図ります。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・様々な機会をとらえて文化活動に参加しましょう。
- ・地域の行事や祭り、伝統芸能などに積極的に参加しましょう。

【行政の役割】

- ・自主的な芸術文化活動間の交流の場や情報提供の充実に努めます。
- ・文化協会との協働により、文化的な事業を企画します。
- ・交流のための民間組織、人材の育成、充実に努め、民間主導の交流の充実を図ります。

◆関連する個別計画◆

- ・教育行政方針(単年度)

第3章 活力とにぎわいのあるむらづくり

3-1 農業の振興

【 担当課：産業観光課 】

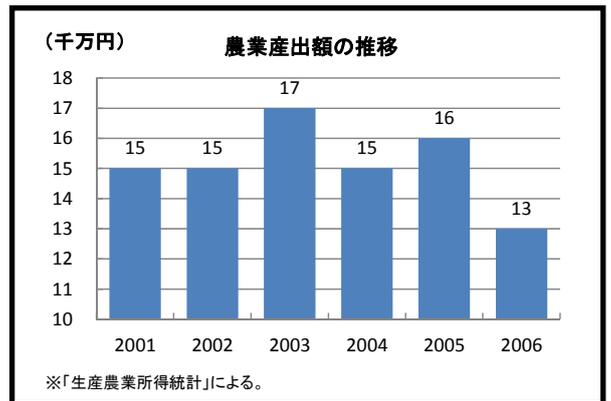
基本方針

災害や鳥獣害に強い安定した農業基盤を確保しつつ、内外への発信力を高め付加価値をつけながら販売することにより、増収を目指す。

◆現状と課題◆

本村の農業は、豊かな自然や寒暖の差がある気候に恵まれ、安全でおいしい農産物が生産されています。

しかし、村全体の経営耕地面積は130haと村の総面積の3%に満たず、経営規模、販売額ともに小規模な経営体为中心となっているため、生産力は高くありません。また、農家戸数も減少傾向にあり、従事者の高齢化や営農意欲の低下も課題になっています。



これらに追い打ちをかけているのが、生産調整や指導機関の広域化による指導力の低下と、シカやイノシシ等の獣害です。特に獣害は2010年(H22)の被害額が12,794千円となっており、零細な農家の生産意欲を著しく低下させています。

このような課題を解決しながら、「源流の村」、「百年の森林づくりの村」といったイメージを積極的に活かし、観光産業とも連携した取り組みを行いながら、新たな農業の担い手の育成や、効率的な農業を進める取り組みが必要です。

◆取り組みの基本的な考え方◆

新たな農業の担い手の確保や意欲のある経営体の育成を図るとともに、農産物の生産・流通体制の整備を推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	意欲ある担い手の育成や農産物の生産・流通体制の整備などを通じて、高い生産性とやりがいを持って農業に取り組むむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
認定農業者*数	12人 (H23)	14人	15人
耕作放棄地*面積	2ha (H22)	1.5ha	1.0ha
鳥獣による農林業等に係る年間被害金額	3.3千万円 (H22)	2.6千万円	2.3千万円

※認定農業者数は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」より

◆施策の内容◆**1. 農業の担い手の育成**

認定農業者*の育成など、引き続き農業経営に意欲のある担い手の育成・確保に取り組むとともに、農業機械の共同利用の取り組みなどを促進します。

2. 農産物の付加価値の向上

早場米の取り組みや(株)西栗倉・森の学校での直売など、源流で作られた西栗倉のおいしい米が有利に販売できている状況を活かすため、米選別機などを整備し、より付加価値の高い農業を推進します。

3. 農業基盤の安定

水路改修や農道改修などの基盤整備を計画的に進めます。

また、深刻な課題となっている獣害対策については、「西栗倉村鳥獣被害防止計画」等に基づき、地域との連携を図りながら総合的な対策を推進します。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・耕作放棄地*を増やさないために管理を徹底し、農業後継者の育成に努めましょう。
- ・地域農産物の消費拡大や農業の活性化のため、地産地消*に努めましょう。
- ・個人や地域で農業の効率化、機械の共同化に向けた取り組みを推進しましょう。
- ・農地の適正な保全・管理に努めましょう。

【行政の役割】

- ・認定農業者*を中心とした農業の振興に努め、効率的な農業を推進します。
- ・「西栗倉村鳥獣被害防止計画」に基づいて、効率的で柔軟性に富んだ獣害対策を実施します。

◆関連する個別計画◆

- ・西栗倉村鳥獣被害防止計画(H23～H25)
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(H23～)
- ・西栗倉村農業振興地域整備計画書(H24～H33)

第3章 活力とにぎわいのあるむらづくり

3-2 林業の振興

【 担当課：産業観光課 】

基本方針

百年の森林づくりに向け、様々な方策をあわせて森林の維持管理を適切に行い、収入と雇用が循環し、継続する仕組みをつくる。

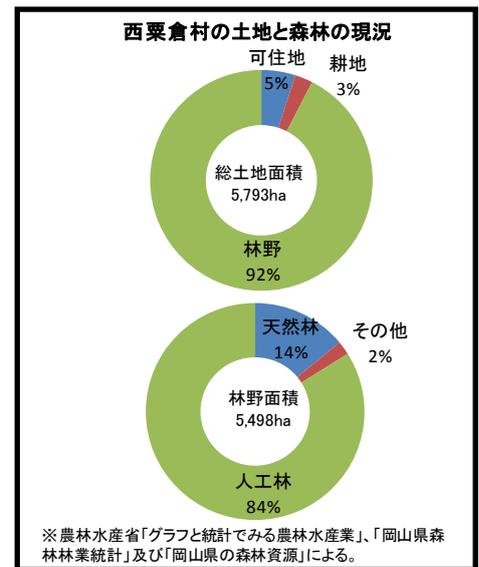
◆現状と課題◆

本村の総土地面積のうち 95%を林野が占めており、そのうち人工林が 84%となっています。本村は、この人工林を活かし、昭和 30 年代は林業の村として大いに栄えました。しかしその後、木材輸入の増加、低価格化に伴い林業自体も低迷し、林業離れが進んでいきました。

そのような中でも一部の林業家と森林組合が林業を担ってきましたが、全体的な傾向として山は荒廃しつつありました。そのため、これまで手をかけて育ててきた 50 年生の森林の管理をここで諦めず、あと 50 年間育てより価値の高い 100 年の森林にしようと村が打ち出したのが“百年の森林構想”です。

百年の森林構想によって、これまで山林に投資してこなかった零細な林家も村に預けることで森林管理ができるようになりました。また、(株)西栗倉・森の学校などベンチャー企業を中心に西栗倉の木を使った産業も生まれています。

今後は、百年の森林が行う森林整備（百年の森林創造事業）、(株)西栗倉・森の学校などが行う木材を少しでも有利に販売する仕組みが円滑に進むための取り組みが必要です。百年の森林構想を実現していくことで、村のイメージの向上を図り、さらに観光や農業など様々な取り組みにつなげ、活かしていくことが必要です。



◆取り組みの基本的な考え方◆

持続可能な林業振興に向けて、担い手の確保・育成や適切な森林管理と作業効率化の体制を整備するとともに、間伐材*の有効利用やそのための販路開拓を積極的に推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	林業の担い手の確保・育成や生産物の付加価値の向上などによって、森林の多面的な機能を維持しながら産地としての高い競争力を持ったむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
搬出間伐* 面積 (百年の森林創造事業に係る森林整備)	32ha (H23)	42ha	50ha
林野 1ha 当たり林道延長	10.3m (H20)	11.0m	11.0m
森林長期施業管理協定の契約締結者の延人数	400 人 (H24)	700 人	1,000 人

◆施策の内容◆

1. 林業の担い手の確保

百年の森林創造事業を通じて安定的に雇用を創出しながら、林業に関わる人材を継続して確保します。

2. 林業の作業性の向上

百年の森林創造事業を通じて、間伐*等が円滑に進むよう高性能林業機械の導入や作業道の整備を行います。

3. 林産物の付加価値の向上

百年の森林創造事業から生み出される林産物は、(株)西栗倉・森の学校などで加工し、付加価値をつけて販売する取り組みが行われており、今後も協力関係を保ちながら事業を進めるとともに間伐、森林認証制度（FSC）*や病虫害対策などを通じて、林産物が生まれる森林自体の価値を高める取り組みを推進していきます。

4. 百年の森林創造事業の維持による低炭素なむらづくりの実現

適切な森林管理を通じた低炭素なむらづくりの実現に向け、百年の森林創造事業を通じた雇用の創出や森林を活かす取り組みが今後も継続されていくために、より多くの山林所有者との契約を行い、森林を通じた木に関わる仕事が循環していく取り組みを推進していきます。

5. 幼少期からの森林への親近感の醸成

百年の森林づくりの村“西栗倉村”に育つ子どもたちが、乳幼児期に木製おもちゃや遊具などに触れたり、自然の中で遊ぶ機会を充実することで、森林に親しむ心を養っていきます。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

- ・わたしたちの先人が守り育ててきた山林をこれからも個人の力や百年の森林づくり事業への協力によって守り育てていきましょう。

【行政の役割】

- ・百年の森林事業を継続して行うことにより、健康で価値ある森林を育て、二酸化炭素吸収量の拡大を図ります。
- ・価値ある森林から生み出される材が、より高い評価で取引されるよう検討・実施していきます。
- ・森林整備やこれを取り巻く雇用や産業が継続的に行われるよう事業を実施していきます。

◆関連する個別計画◆

- ・森林整備事業計画(H20～H24)
- ・西栗倉村森林整備計画(H20～H30)
- ・環境モデル都市提案書(H24～)

第3章 活力とにぎわいのあるむらづくり

3-3 観光交流の振興

【 担当課：産業観光課 】

基本方針

森林や温泉等の自然や文化、産業、人を活かした観光地づくりを推進し、西粟倉のファンを増やしていく。

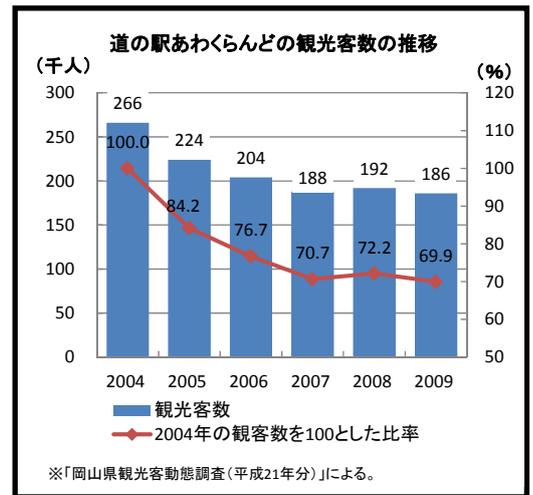
◆現状と課題◆

本村では、昭和46年の国民宿舎あわくら荘のオープン以来、地の利を活かした立ち寄り中心の観光産業を展開してきました。その後も「道の駅あわくらんど」や「湯〜とびあ黄金泉」、「あわくら旬の里」などを開業し、観光振興による地域活性化に一定の成果を収めてきました。

しかし、社会の景気の低迷とともにこれらの施設の営業成績も低下しており、観光事業の健全経営に向けて再三の改善施策を行ってきましたが、年間3,000万円〜5,000万円の赤字を出しているのが現状です。また、施設や設備の老朽化が進んでおり、今後の運営にあたっては、改修・整備が必要となっています。

このような中、本村の豊かな自然や多彩な活動フィールドを活かした体験ツアーなどにより、西粟倉ファンを作る観光交流の取り組みも広がっています。

今後は、鳥取自動車道開通後を見据えて、立ち寄り地としての利便性を高めるとともに、体験ツアーを中心とした村を目的地として訪れてもらう取り組みの強化が必要です。



◆取り組みの基本的な考え方◆

観光産業を行う経営体の強化や、『西粟倉ブランド』の構築、満足度の高い観光サービスの提供に力を入れ、観光事業の黒字化を目指します。

また、インター開設による影響や効果を的確に捉え、誘客促進に向けた情報発信などの取り組みを戦略的に展開して、村の特性を活かした魅力ある観光地づくりを推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	村の地域資源を活かしつつニーズに応じた観光事業を推進することによって、村外から多くの人々が訪れ、笑顔とにぎわいがあふれるむら			
	指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
	主要観光施設*の年間観光客数	206 千人 (H23)	250 千人	300 千人
	体験型ツアー、交流事業の年間実施回数	71 回 (H23)	90 回	140 回
	体験型ツアー、交流事業の年間参加者数	1,100 人 (H23)	1,300 人	2,000 人

※道の駅あわくらんど、国民宿舎あわくら荘及び大茅スキー場

◆施策の内容◆

1. 官民連携によるコーディネート体制の構築と観光産業を支える人材の育成

観光全体をコーディネートする組織（新組織）を構築し、人材の育成や研修、新たな事業の企画・実施を総合的に展開します。組織には観光事業を担う外部人材の登用を検討します。

2. 「体験」や「学び」に着目したソフト・ハード両面からの観光振興施策の展開

村内で行われている様々な体験型観光メニューを一本化して実施します。

また、これまでの豊かな自然を活かした体験ツアーのほか、森林整備や小水力発電*など本村ならではの産業を活かした「産業観光」*の開発に取り組み、新たな観光ニーズの掘り起こしと受け入れ体制の整備を行います。

3. マーケティングの展開と周辺観光情報も含めた効果的な情報発信

村内でのイベントの参加者や宿泊者などを対象とした会員制度を創設し、西栗倉ファンの獲得を図ります。

また、鳥取自動車道開通に伴う観光客の動向やニーズの変化等を的確に捉えるとともに、観光客の移動範囲となる因幡街道周辺の観光情報を提供するなど、周辺の観光資源とも連携しながら広域化する観光行動に応える情報発信を行います。

4. 観光施設の経営の健全化

毎年、数千万円の赤字を出している観光施設事業の経営改善を促すことで、経営を健全化し、村からの繰出金を抑制します。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

- ・観光交流資源の掘り起こしやボランティアガイドとしての参加、農産物などの提供など、観光交流産業に積極的に関わらしましょう。

【行政の役割】

- ・森の村振興公社^{*}や他の事業体と連携しながら、村における観光交流産業が発展し、鳥取自動車道開通後も村の重要な産業として成り立つよう推進していきます。

※平成25年4月1日より、株式会社化し「(株)あわくらグリーンリゾート」に変更。

- ・観光交流産業を積極的に外部へ情報発信することにより、村のイメージアップや交流人口の増加に努めます。
- ・村有観光施設の経営改善を促すことで、村一般会計からの繰出金を抑制し、住民サービスのための資金を確保します。

◆関連する個別計画◆

- ・観光事業計画(仮称)

第3章 活力とにぎわいのあるむらづくり

3-4 商工業の振興

【 担当課：産業観光課 】

基本方針

村民の日常生活や雇用を支える商店・事業所の安定した経営を支援し、商工業の維持・活性化を図っていく。

◆現状と課題◆

本村の商業の状況をみると、1事業所当たりの従業員数は平均4.9人であり、また50代以上の従業員が約5割を占め、後継者不足が問題となっています。

近年では普段の買い物は村内よりも美作市など他市町村で購入する割合が高くなっていますが、村内の商店は、村民の購買ニーズに応える最も身近な場所であることから、今後は、自分で買い物に出ることができない高齢者を中心とした「買い物弱者」*対策に官民協働で取り組むなど、村民の生活を支える商業の維持・活性化を図る必要があります。

工業についても、1事業所当たりの従業員数は平均14.1人と小規模であり、従業員の高齢化が進んでいます。製造業を取り巻く環境は全国的に厳しい状況にあります。今後、若い世代の定住化に向けた施策を展開していく上でも、雇用の受け皿となるこれらの事業所の安定的な経営を支援することが必要です。

さらに、今後定住促進に向けた対策を強化していく上では、起業・創業に対する支援や商工業に関する求人情報の的確な提供等の取り組みも必要です。



◆取り組みの基本的な考え方◆

事業者、村民、行政との連携を深めながら、地域に根差した商工業の振興を推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	買い物の利便性の向上や製造業の振興策を推進することによって、魅力と活力のある商工業が継続的に展開されるむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
身近に購入できる買い物の便利さの満足度	-0.6 (H24)	0	0.5
製造品出荷額等*	8.3 億円 (H22)	9.0 億円	10.0 億円
工業における付加価値額*	3.9 億円 (H22)	4.3 億円	4.6 億円

*製造品出荷額等及び工業における付加価値額については「工業統計」から抽出。

◆施策の内容◆

1. 商工業事業者の安定的な経営の支援

国や県等の各種制度資金の情報提供と利用促進等により、村内の商工業事業者の経営の安定化を図ります。

また、設備の近代化や専門的知識・技能の習得に向けた研修等に関する資金の斡旋を通じて、産業の高度化や後継者の育成を支援します。

2. 村民の暮らしを支える新たな商業サービスの展開

高齢者を中心とした買い物ニーズの的確な把握に努めるとともに、村内企業との情報交換や連携、あるいは地域おこし協力隊*の活用や地域住民の協力等を得ながら、買い物弱者*への支援を行います。

また、鳥取自動車道の開通を控え、新たな観光交流拠点としての活性化が期待される道の駅あわくらんど等の拠点施設において、村民の生活を支える日常的な買い物機能の付加を検討するなど、村民の暮らしを支える商業の新たな展開を図ります。

3. 新たな産業・雇用の創出に向けた起業・創業の支援

地域資源を活かした新たな特産品開発や農業との連携による6次産業化*など、新たな産業・雇用の創出に向け、起業・創業を支援します。

4. 村内外の求人情報の収集及び的確な提供

商工業事業者の後継者の確保や若い世代を中心とした定住促進を図るため、村内の商工業に関する求人情報の積極的な収集と広報媒体等を使った的確な提供に努めます。

また、村外の求人情報については、ハローワークと連携して就職情報を提供していきます。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

- ・消費者は同じ商品ならなるべく村内で購入したり、販売者は村内消費者のニーズに応える商品やサービスを積極的に提供するなどして村の商工業の活性化に向けて協力しましょう。

【行政の役割】

- ・村のあらゆる事業を行う上で、村内企業の活用を検討し進めます。
- ・ハローワークと連携しながら、広報媒体等を利用して村内外の求人・就職情報の的確な把握と提供に努めます。
- ・新事業などの起業・創業を積極的に支援します。
- ・買い物弱者*対策などの行政課題の解決に向けて、地域住民との協力の構築や地域おこし協力隊*を活用した支援等を行います。

◆関連する個別計画◆

- ・特になし

第4章 自然との共生、安らぎのある安全・安心のむらづくり

4-1 交通・通信体制の整備と適切な維持管理

【 担当課：建設課、総務企画課 】

基本方針

安全に利用できる道路・河川環境や、安定的に利用できる情報通信環境の適切な整備と計画的な維持・管理を行う。

◆現状と課題◆

本村では、これまで計画的かつ着実に道路整備を進めてきた結果、道路舗装率は100%、改良率は77.7%と、道路環境は概ね良好であり、アンケート結果からも村民の満足度の高さがうかがえます。一方で公共交通機関等の満足度は低く、移動手段の確保が望まれています。

また、平成24年度末には鳥取自動車道が開通し、鳥取と関西圏・山陽地方間の道路交通事情が大きく改善されるとともに、村内の交通量も変化することが見込まれます。

今後は、こうした交通需要も踏まえながら、更新期を迎える村内道路の適切な維持・管理を図るとともに、移動手段の充実などへの取り組みが必要です。また、除雪対策は冬期間の移動を支える重要な取り組みであることから、継続的に実施していくことが必要です。

通信環境については、各家庭に光ファイバ網が整備され、大容量・高速化の情報化時代に対応した環境が整備されているほか、携帯電話についても生活圏内では概ね受信できる環境が民間事業者によって確保されています。

今後は、これら通信基盤の適切かつ計画的な維持・改修を行うとともに、全域に敷設されている光ファイバ網を活用した施策の展開を積極的に図る必要があります。

◆取り組みの基本的な考え方◆

鳥取自動車道の開通に伴う将来の交通需要も考慮しながら、村内道路の適切な維持管理に努めるとともに、いわゆる「交通弱者」*等も快適に移動できる生活交通の確保に努めます。

また、情報通信設備等の計画的な維持管理により、生活インフラ*である通信環境の安定的な供給を図るとともに、村を元気にするICT*の利活用方策を検討・展開します。

◆政策目標◆

目指す姿	交通・通信基盤を適切に維持管理するとともに、村民ニーズに応じた活用を図ることによって、村民が安全かつ快適に生活することができるむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
幹線道路や生活道路の整備状況の満足度	0.8 (H24)	1.0	1.2
鉄道やバスなどの公共交通の利便性の満足度	-0.3 (H24)	0	0.2
インターネットなどの情報通信環境の満足度	0.6 (H24)	0.8	1.0

◆施策の内容◆

1. 道路網の適正かつ計画的な整備・維持・補修

村民の生活に身近な生活道路網については、その必要性や緊急性、補修や除雪等の維持管理費などを勘案しながら、適正かつ計画的な整備や維持・補修を行います。

2. 安全・安心な暮らしを守る道路除雪の推進

高齢化が進む中で切実なニーズになりつつある道路除雪については、地域に密着した除雪班を編成して除雪活動を行うなど、地域の実情やニーズに応じた除雪体制の構築により、冬期の道路交通を確保します。

3. 光ファイバ網の維持・整備

村内全域に敷設された光ファイバ網の適正かつ計画的な維持、修繕、更新を行い、情報通信サービスの安定的な提供を図ります。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

- ・安心して暮らせる地域づくりに向けて自分自身ができることとして、道路愛護デー、河川愛護デーなど、地域の生活インフラ*を守る取り組みに積極的に参加しましょう。
- ・光ファイバの宅内機器の長寿命化を図るため、定期的に機器のホコリを取り除くなどしましょう。

【行政の役割】

- ・事業の必要性や投資効果、優先度等を十分検討した上で、適正かつ計画的な道路・通信環境の整備を行います。
- ・基金の造成等により、道路・通信等の生活インフラ*の計画的な改修等に必要な資金を確保し、生活基盤の維持を図ります。

◆関連する個別計画◆

- ・地域再生計画(H24～H28)
- ・西粟倉村狭あい道路拡幅整備促進計画(H23～H25)
- ・吉井川地域森林計画(H20～H29)
- ・美作市・西粟倉村e-むらづくり計画(H17～)

第4章 自然との共生、安らぎのある安全・安心のむらづくり

4-2 定住化対策の推進

【 担当課：総務企画課、建設課 】

基本方針

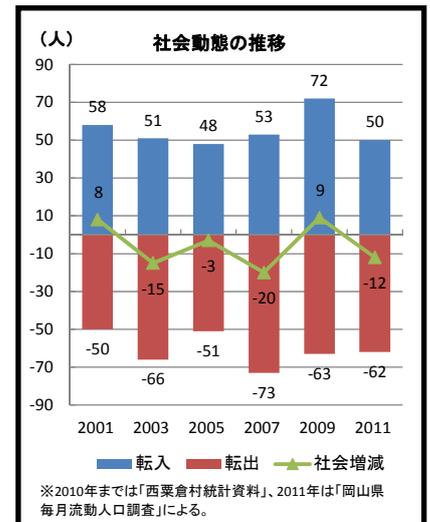
全国的に人口減少が進むなかでも、雇用対策や住宅確保対策を継続的かつ総合的に実施し、定住化を推進する。

◆現状と課題◆

本村の平成22年国勢調査人口は1,520人であり、5年前と比べて-9.7%と平成7年以来最大の減少率となりました。この人口減少傾向は今後も続くとみられます。しかし一方で、世代毎の流出入(増減)を表すコーホート純移動率をみると、25～29歳、35～39歳が近年では流入超過傾向にあります。これらは百年の森林構想や観光事業を通じてUIターン者*が定住化したことが大きな要因と考えられます。このような雇用に係る施策を継続的に行うことで人口減少を抑制していく取り組みが今後必要です。

一方で、村民のみなさんからは村内の雇用への要望だけでなく、鳥取自動車道の開通に伴いより広域な求人情報を求める声も聞かれ、このようなニーズに対応する取り組みも必要です。

また、定住促進を図る上では、UIターン者*を受け入れる住宅の確保が課題となります。このため、公営住宅の整備や、空き家の改修への支援、民間事業者との連携による住宅整備など、様々な施策の連携を図りながら定住化の推進に総合的に取り組む必要があります。



◆取り組みの基本的な考え方◆

豊かな自然環境を活かし、村民及び定住希望者のニーズに対応した居住環境の整備を図るとともに、他の施策との連携・調整を図り、総合的な定住促進施策を推進します。

また、村民一人ひとりが能力を十分に発揮し、安心して意欲的に働くことができる環境づくりを推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	雇用環境や住宅環境の充実など、村に住みたい人を支援する環境を整備することによって、多くの人が住みたい、住み続けたいと思うむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
公営住宅戸数	36 戸 (H23)	45 戸	50 戸
UIターン世帯数	1 人 (H24)	9 人	24 人

◆施策の内容◆**1. UIターン*者の受入体制の充実**

UIターン*を志向する人に向けて、本村の魅力や住宅等の生活環境、また仕事の状況など、暮らしていく上で必要となる様々な生活情報を発信するとともに、定住促進に向けた相談体制の充実を図ります。

2. 計画的な住宅の確保

本村へのUIターン*のニーズ・動向を的確に捉え、定住化を推進するため、公営住宅の整備や空き家の改修への支援、民間活力を導入した賃貸住宅の整備など、様々な住宅確保策を検討し、計画的な住宅の確保に努めます。

3. 定住化に向けた就業支援の充実

UIターン者*の定住化を支援するため、ハローワークとも連携しながら村内外の求人情報・就職情報等の積極的な収集と提供を行います。

また、UIターン者*が地域に早くなじめるよう、UIターン*コーディネーターなどの地域へのとけこみを支援する人材を確保します。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・Uターン*で村に帰ってきた後継者はもちろん、Iターン*として村に転入してきた人たちも村民の一員として地域全体で温かく受け入れましょう。
- ・UIターン者*に貸すことができる空き家などがあれば、積極的に提供し、活用しましょう。

【行政の役割】

- ・定住化に向けた計画的な住宅の確保対策を行っていきます。
- ・UIターン者*の住まい探しや就業支援、地域へのとけこみなどを支援するUIターンコーディネーターなどの専門人材を確保します。

◆関連する個別計画◆

- ・特になし

第4章 自然との共生、安らぎのある安全・安心のむらづくり

4-3 ごみの減量化とリサイクルの推進

【 担当課：産業観光課 】

基本方針

ごみのリサイクルや減量に対する住民のリサイクル意識の向上を図り、環境負荷を軽減する。

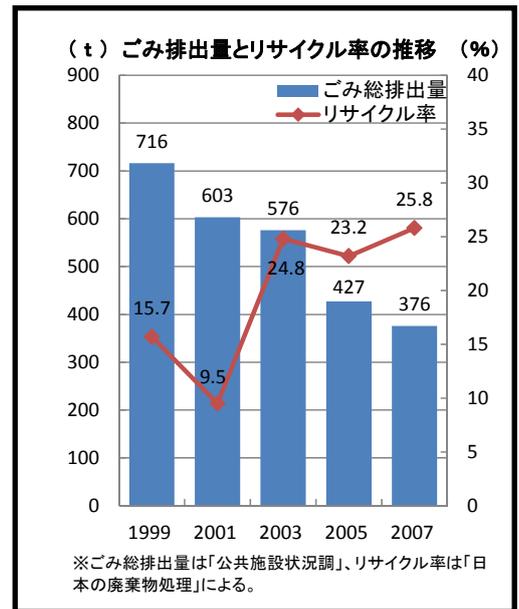
◆現状と課題◆

本村にはごみ処理施設はないため、ごみの収集及び処理は隣接する美作市に委託しています。

本村のごみの総排出量及び一人当たりごみ総排出量は近年減少傾向にあり、全国等と比べても著しく低い水準にあります。

今後、環境負荷の軽減を図るため、村民のみなさんの協力のもと、ごみの減量化やリサイクル化をさらに推進するとともに、美作市と連携しながら、ごみの適正処理の推進と広域的な処理体制の充実を図る必要があります。

また、本村の美しい自然環境を守るため、道路や山林などへの不法投棄が発生しないよう、地域と連携しながら監視体制の強化を図る必要があります。



◆取り組みの基本的な考え方◆

ごみの減量化やリサイクル化を一層推進し、資源循環型社会の形成を目指します。

◆政策目標◆

目指す姿	村民一人ひとりが、日々の生活の中で環境に対する意識を高め、ごみの分別やリサイクルを一層推進することによって、環境負荷を軽減しているむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
ごみの年間総排出量	337t (H22)	300t	270t
一人一日当たりごみ総排出量	0.6kg (H22)	0.5kg	0.4kg
不法投棄の年間件数	3件 (H24)	2件	1件
自然環境の保全状況の満足度	0.3 (H24)	0.5	0.7
資源ごみ回収量	63.7t (H22)	70.0t	80.0t

◆施策の内容◆**1. ごみの減量化と適正処理の推進**

美作市と連携して、家庭や事業者から排出されるごみの減量化や再利用を促進します。
また、資源化できないごみについては、焼却や埋立て等により適正に処理します。

2. ごみの不法投棄の防止

美しい自然に囲まれた良好な生活環境づくりを進めるため、村民、地域、行政の協働・連携により、ごみの不法投棄の防止活動やクリーン活動などを推進します。

3. リサイクルの推進

排出されたごみについては、環境負荷や経済性などを勘案し、できる限り資源化を進めるための収集・分別・活用等のリサイクルシステムを確立します。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・生ごみを減らすため必要以上の物は買わない、生ごみはコンポストなどを使って堆肥化し農地に還元する、リサイクルできる物は分別するなど、一人ひとりの日頃の行動の中で、ごみを減らし、資源を守る意識を持ちましょう。
- ・ごみの不法投棄を防止するため、日頃から身近な地域に目を配りましょう。

【行政の役割】

- ・ごみの減量化やリサイクルの推進に向けた情報提供や普及啓発を行います。
- ・公共施設でのごみの減量化やリサイクルの推進に努めます。
- ・減量を通じて美作市への委託料を減らすための取り組みを進めていきます。
- ・地域組織等の清掃活動を推進します。

◆関連する個別計画◆

- ・分別収集計画(H23～H27)

第4章 自然との共生、安らぎのある安全・安心のむらづくり

4-4 省エネルギー・新エネルギー対策の推進【担当課：産業観光課】

基本方針

中山間地における低炭素モデル地域となるべく、新エネルギーの導入を積極的に検討し、村を挙げて省エネルギー対策を推進していく。

◆現状と課題◆

本村では、昭和41年から小水力発電*事業に取り組んでおり、年間発電量約230万kwhの全量を中国電力に販売しています。これは、現代の化石燃料や原子力の代替として注目されている自然エネルギーを有効活用した先進的な取り組みです。さらにこの小水力発電*事業が、再生可能エネルギー固定価格買取制度*に認定されることになり、電気の買取価格が従来よりも大幅に増加することが期待されます。しかし、小水力発電所は竣工から46年が経過していることから、発電設備や水路の大規模な改修が必要となっています。

また、本村には、小水力発電*のほかにも、木質バイオマス*エネルギーなど豊富な新エネルギーが賦存しています。このため、豊富な自然資源を有する本村ならではの取り組みとして、環境保全の観点からもこれらを活用した新エネルギー対策を推進し、再生可能エネルギーによる自給100%のむらづくりを目指していく必要があります。

さらに、低炭素なむらづくりのためには、公共施設等で使用するエネルギー量の低減に努めることはもちろん、LED*化や車両のEV*化、太陽光発電など新しい技術を取り入れながら、経常費の低減に取り組むことが必要です。

	賦存量 (原油換算:kℓ/ 年)	CO ² 排出削減量 (t/年)
太陽光発電	533.4	792
太陽熱利用	124.1	328
風力発電	444.5	660
中小水力発電	99.6	148
森林バイオマス エネルギー	635.0	943
その他	434.2	657
合計	2,270.8	3,528
村のエネルギー 消費量	4,008.0	—

※「西栗倉村地域新エネルギービジョン(平成18年2月)」による。

◆取り組みの基本的な考え方◆

我が国の中山間地における低炭素モデル地域の創造を目指し、新エネルギーの導入を積極的に検討するとともに、村全体として省エネルギー対策を推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	省エネルギー・新エネルギー対策の積極的な推進を通じて、環境負荷を軽減している環境にやさしい低炭素なむら			
	指標項目	策定時	中間目標 (H28末)	最終目標 (H33末)
	小水力発電事業の年間発電量	約230万kwh (H23)	約230万kwh	約230万kwh
	電気自動車導入台数	0台 (H24)	2台	3台

◆施策の内容◆

1. 省エネルギーの推進

環境モデル都市にふさわしい低炭素なむらづくりの実現に向け、公共施設における省エネルギー対策に率先して取り組むとともに、村民や事業者の家庭生活や事業活動等における省エネルギー対策を積極的に支援し、官民一体となった環境保全活動を推進します。

2. 新エネルギー導入の推進

小水力*やマイクロ水力*、木質バイオマス*、太陽光など、地域特性を活かした新エネルギーの導入に向けた取り組みを推進し、再生可能エネルギーによる自給100%のむらづくりを目指します。

また、今まで無駄に捨てられていた身近な自然エネルギーを活用した新エネルギーの導入について、村民や事業者にも普及啓発を図り、積極的な取り組みを促します。

3. 電気自動車の活用

公用車に電気自動車を導入し、コストの低減と行政活動に伴う温室効果ガス排出の削減を図ります。

また、災害が発生した際には、電気自動車のバッテリーを対策本部や避難所の非常用電源として活用する取り組みを進めます。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

- ・新エネルギーに対する理解を深め、国や県等の支援策を有効に活用しながら、家庭に設置できるような新エネルギー施設の導入を図りましょう。
- ・事業者は、多様なエネルギーを消費していることから、国などの各種助成制度を活用しながら、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入を進めましょう。

【行政の役割】

- ・役場などの公共施設が積極的に省エネルギー対策に取り組むとともに、費用対効果を見ながら省エネのための投資を行います。
- ・新エネルギーなどの新しい技術の動向を捉え、恵まれた自然環境を活かした、西栗倉ならではのエネルギー対策を行います。
- ・新エネルギーや新しい技術の導入にあたっては、平常時だけでなく、災害などの緊急時にも活用するよう取り組みを進めます。

◆関連する個別計画◆

- ・西栗倉村地域新エネルギービジョン(H18～)
- ・環境モデル都市提案書(H24～)

第4章 自然との共生、安らぎのある安全・安心のむらづくり

4-5 上下水道の適切な維持管理

【 担当課：建設課 】

基本方針

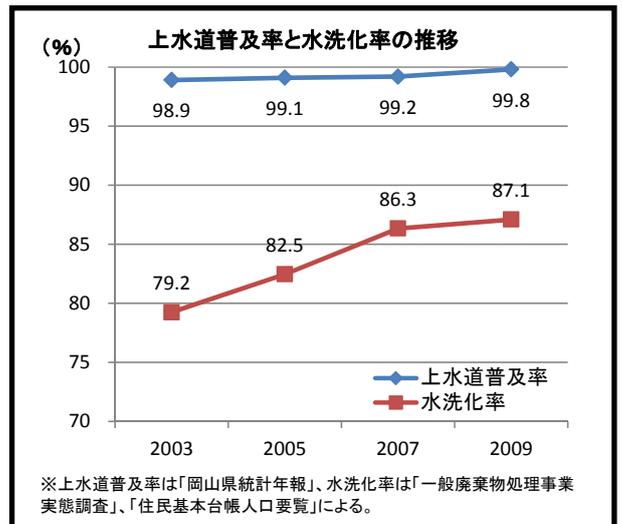
老朽化している施設・設備の現状を把握し、財政計画を踏まえた計画的な改修・更新を行う。

◆現状と課題◆

本村では、これまで計画的かつ着実に生活環境の整備に努めてきた結果、平成24年度の上下水道普及率は99.8%、下水道の普及率は99.1%、水洗化率は87.1%となっており、これらの水準は岡山県内でも高く、住みやすい生活環境が整備されています。

これらの生活インフラ*は、村民の安全・安心で快適な生活にとってなくてはならないものであるため、今後とも水の安定供給や下水の安定的な運営を行う必要があります。

早くから整備を進めてきた結果、上下水道ともに設備が老朽化しており、今後は計画的な更新が必要になりますが、それには多額の費用が必要となるため、基金等を適切に確保しながら計画的かつ効率的な修繕を行っていく必要があります。



◆取り組みの基本的な考え方◆

水道設備の適切な維持管理により安定した水道水を供給するとともに、下水道施設の適正な維持修繕を推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	上下水道施設・設備の状況を適切に把握し、計画的な維持管理を行うことによって、安心して上下水道を利用できるむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
水道普及率	99.8% (H24)	100.0%	100.0%
下水道普及率 (農業集落排水施設)	99.1% (H24)	100.0%	100.0%
水洗化率	87.1% (H24)	100.0%	100.0%
上水道 (簡易水道) の整備状況の満足度	1.2 (H24)	1.2	1.2
下水・ごみ・し尿の処理の状況の満足度	1.0 (H24)	1.0	1.0

◆施策の内容◆**1. 安全でおいしい水の安定供給**

安全でおいしい水道水の安定的な供給のため、計画的な施設整備を行います。

また、安定した水源の確保を図るため、水源の適正な管理と水源かん養に向けた取り組みを推進します。

2. 排水処理対策の推進

農業集落排水（下水道）への接続について徹底を図り、長期にわたり適正な処理がなされるよう計画的な維持補修を行います。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・水道に対する理解を深め、水を大切に使いましょう。
- ・下水道の役割を十分理解し、排水管のつまりや故障を起こす原因となる野菜クズや残飯、廃油などを流さないよう、適切な生活排水を行いましょう。

【行政の役割】

- ・安全・安心で良質な水道水を安定して提供します。
- ・下水道施設の維持管理を十分行い、適切な水処理を行います。

◆関連する個別計画◆

- ・公営企業経営健全化計画 水道（H20～H29）
- ・水道高料金対策実施計画（H24）
- ・水質検査計画（H24）
- ・西粟倉村田園環境整備マスタープラン（H15～）
- ・西粟倉村生活排水処理基本計画（H15～H25）

第4章 自然との共生、安らぎのある安全・安心のむらづくり

4-6 消防防災対策の推進

【 担当課:総務企画課 】

方針

自然災害や不測の事態に備え計画やマニュアルを策定し、消防、行政などの関係機関が機能し、住民の安全が確保される仕組みを作る。

◆現状と課題◆

本村では、昭和38年の大雨による災害後、大きな災害は発生しておらず、比較的自然災害の少ないむらです。

しかし、近年、我が国では大地震や異常気象等による自然災害が頻発しており、本村においても、予想がつかないゲリラ豪雨や、活断層である山崎断層帯による地震への不安などがあることから、各種災害への対策（訓練、備蓄物資の確保、通信手段の確保など）を怠ることはできません。

地域防災の要となる消防団においては、地域の人や財産を守るという高い意識をもった消防団員によって活動が行われていますが、団員の高齢化や減少に加え、仕事などの関係で昼間の緊急時には駆けつけることができない団員も増加しています。

今後は、災害に強いむらづくりを進めることはもとより、防災に対する村民意識の啓発や自主防災組織の育成を図り、消防団と自主防災組織の連携強化や地域での防災訓練の推進等を進めることにより、災害が発生しても自助・共助・公助が機能するよう、地域防災力を高める必要があります。



◆取り組みの基本的な考え方◆

消防・防災体制の強化を図り、誰もが安全で安心して暮らすことのできる環境の整備を推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	発生した火災や災害に迅速かつ的確に対応できる体制づくりや地域ぐるみの防災力の向上を通じて、火災や災害に対する高い対応能力を持ったむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
自主防災組織数	12 組織 (H24)	12 組織	12 組織
防災訓練年間実施回数	0 回 (H23)	隔年1回	隔年1回
洪水・土砂災害等の災害に対する安全性の満足度	-0.7 (H24)	-0.5	0

◆施策の内容◆

1. 地域防災力の向上

村民の防災意識の高揚を図る防災訓練や、地域における自主防災組織を育成する講習活動を実施します。

また、災害時の支援が有効に機能する地域づくりを進めるため、要援護者*情報について、自主防災組織や民生委員・児童委員などの支援者と村が共有化できる仕組みを構築します。

災害時の情報収集及び伝達体制として、防災行政無線システムなどの効果的な整備を推進するとともに、適切な運用に努めます。

2. 防災体制の確保・充実

大規模な災害などの発生時に迅速かつ的確に活動できる体制を構築するため、それらの危機に関する情報収集や関係職員の教育訓練などを実施します。

また、消防施設や消防団の保有する資機材を計画的に整備、更新します。

消防力の強化を図るため、消防団員の確保に努めるとともに、地域の実情や地域間バランス等を考慮した消防団の組織見直しを行いつつ、団員の対応能力の向上や消防団の充実を図ります。

災害応急用物資を備蓄するほか、災害時相互応援協定に基づく広域的な防災体制を維持、強化します。

3. 地域防災計画の見直し、防災マップの整備

地域防災計画の見直しに合わせて、地域住民と協働で防災マップを整備し、自助・共助・公助の動きを明確にします。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

- ・集中豪雨や地震に備えて、日頃から「自分でできること」、「家族でできること」、「近所で力を合わせてできること」などを確認しておき、いざというときに活動できるように準備しておきましょう。
- ・消防団や自主防災組織など地域を守る取り組みに積極的に参加しましょう。

【行政の役割】

- ・全村的な防災体制を確立し、資機材の整備と備蓄、防災訓練の実施、災害時の要支援者*の把握を行います。
- ・被害を最小限にするため、災害が予想されるときや非常時における住民と関係者との情報伝達体制を確立します。

◆関連する個別計画◆

- ・西粟倉村地域防災計画(H24)

第4章 自然との共生、安らぎのある安全・安心のむらづくり

4-7 防犯・交通安全対策の推進

【 担当課：総務企画課 】

基本方針

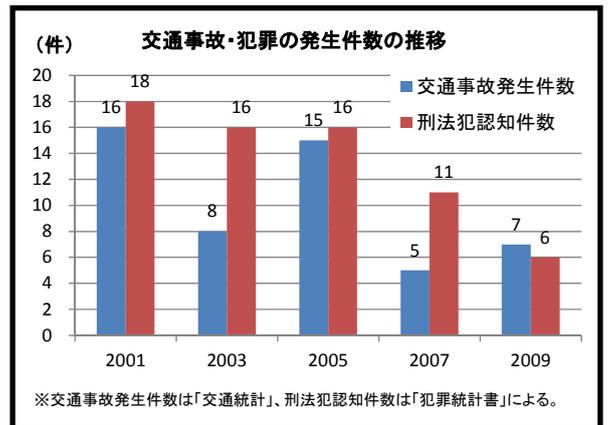
継続的な周知活動により、村民の交通安全・防犯意識を高める。

◆現状と課題◆

本村は、犯罪の少ない地域であり、村民のみなさんが安心して暮らすことができる地域です。

しかし、近年では、犯罪の多様化により、本村でも消費者被害の発生が確認されたほか、子どもたちの通学を見守る必要性も出てきました。

自分の身は自分で守ることを基本としながらも、子どもたちの通学の見守りをはじめ、消費者犯罪に対する知識の啓発、発生した場合の対応など共助・公助をうまく組み合わせながら、防犯対策に取り組んで行く必要があります。



交通安全面においては、事故件数は多くありませんが、交通量の増加に伴い、危険を感じる場面が多くなっています。鳥取自動車道の開通によって、県外車などの通行の流れが大きく変わることが予想され、村内の交通量にも変化が生じるとみられることから、今後も交通安全教育、安全対策を行っていく必要があります。また、飲酒運転の撲滅など、関係機関との連携により住民の交通安全に対するモラルを向上させていく取り組みが必要です。

◆取り組みの基本的な考え方◆

村民を犯罪から守るための情報を提供するとともに、交通安全意識の醸成を引き続き行うことにより、村民が安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

また、村民を犯罪から守る防犯体制と、交通安全に配慮した施設の整備の充実を図ることにより、村民が安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	犯罪や交通事故を未然に防ぐための啓発活動などを通じて地域の防犯力を高め、誰もが安心して暮らすことのできるむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
消費生活に関する広報の実施回数	2件 (H23)	5件	5件
交通安全教室の年間実施回数	4回 (H23)	5回	5回

◆施策の内容◆**1. 自主防犯意識の高揚による地域防犯力の向上**

安全・安心な地域社会を実現するため、警察など関係機関との連携を図りながら、防犯・安全点検パトロールなど地域ぐるみの積極的な防犯活動を推進します。

また、犯罪や事故等の発生情報の速やかな提供や、防犯教室の開催などを通じた啓発活動を行い、村民の防犯意識の高揚を図ります。

2. 消費生活の安全性の向上

消費者被害の発生や被害の拡大を防止するため、的確かつ迅速な情報提供や消費者教育、相談等の学習機会の充実を図り、消費者の自律的な行動を支援します。

複雑かつ多様化する消費トラブルに対応するため、消費生活センターや警察等の関係機関との連携を強化し、相談体制の機能充実に努めます。

3. 交通安全対策の推進

交通安全環境の整備を図るとともに、特に子どもや高齢者などの交通事故の被害にあいやすい世代に重点を置いた交通安全教育への取り組みを推進し、村民の交通安全意識の向上を図ります。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・家族や地域で防犯に対する理解を深め、助け合いのむらづくりと連携した防犯活動を進めましょう。
- ・一人ひとりが交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーを実践しましょう。
- ・地域で道路等通行上危険な箇所はないか見回るなど、地域ぐるみで交通安全に対する意識を高めましょう。
- ・研修や広報などで正しい知識を身につけ、賢い消費者になることで悪徳業者などにだまされないようにしましょう。

【行政の役割】

- ・犯罪や交通事故をなくすために、警察などの関係機関と協力して、防犯や交通安全に対する村民の意識高揚を図ります。

◆関連する個別計画◆

- ・特になし

第5章 共に助け合い、効率的・効果的な行政運営のむらづくり

5-1 協働の推進

【 担当課：総務企画課 】

方針

住民や地域の知恵や力を活かし、村民の暮らしがよりよくなるよう取り組みを進める。

◆現状と課題◆

本村では、これまで村民や議会の理解のもと、村が様々な提案をしながら行政を進めてきました。特に村が大きな事業を行う際には、説明会、地区座談会、委員会などを行って説明し、理解を得るよう努めてきました。

村が行う様々な事業の円滑な実施には、村民のみなさんの理解と協力が不可欠です。また、より村民ニーズに即した事業や取り組みを考え、実行していくためには、より多くの村民のみなさんの意見や取り組みへの参加促進を図ることが重要であり、情報公開の推進をはじめ、村民のみなさんからの意見や提言を受けるための機会を充実させる必要があります。

また、これからは、自助、共助、公助という役割分担を明確にし、地域の課題を地域が考え解決していく「住民自治」を推進していくことが重要であり、地域発意の活動を行政が支援したり、住民自身が地域のことを考えるきっかけを作るなどにより、村民のみなさんの主体的な取り組みを行政が下支えするという「協働」の考えに基づくむらづくりを進めていくことが必要です。

なお、これらの取り組みにあたっては、女性や若者がこれまで以上に参加できる環境づくりを行うことも重要です。



総合振興計画の策定に係る
子育て世代の意見交換会

◆取り組みの基本的な考え方◆

村民と行政とのコミュニケーションを活性化するとともに、村民の主体的な取り組みを支援し、住民参加・協働型のむらづくりを進めます。

◆政策目標◆

目指す姿	村民が主体的に活動できる環境を整備することによって、村民と行政がそれぞれの立場や役割に応じた行動を実践する村民参加・協働型のむら		
	指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)
			最終目標 (H33 末)

地域づくり活動実施団体数	1団体（H24）	3団体	3団体
--------------	----------	-----	-----

◆施策の内容◆

1. 地域コミュニティ活動の促進

集落などの地域コミュニティにおける地域課題の解決に向けた自発的・主体的な取り組みを支援します。

また、地域おこし協力隊*の活用などを通じて、人口減少や高齢化の進行が著しい集落の暮らしや地域活動を支援するとともに、これらの集落の活力の維持・向上に向けた取り組みを支援します。

2. むらづくりへの村民参加の推進

地域づくりに取り組む NPO やボランティア団体等の設立や活動を支援するとともに、これらの団体等との連携を図りながら、自発的・主体的なむらづくりに向けた活動への支援を行います。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

- ・「自分たちのことは、まず自分たちで」という自己決定・自己責任の気持ちを持ちましょう。
- ・個人の自主性・自立性を尊重し、個人で解決できないことは家庭で、家庭で解決できないことは地域で、地域で解決が困難であったり、解決できないことは行政が補完するという考え方を基本として自らが「むらづくりの担い手」である意識を持ちましょう。
- ・女性や若い世代の方も積極的に行政が行う説明会や地区懇談会などに参加したり、地域活動に参加しましょう。

【行政の役割】

- ・各地区の地域課題の解決に向けた取り組みを支援します。
- ・住民活動団体や NPO 団体の設立と育成を支援し、協働の取り組みを共に考えていきます。
- ・協働によるむらづくりについて若い世代にもより主体的に関わってもらえるよう、情報の発信方法や説明会等の開催方法を工夫します。

◆関連する個別計画◆

- ・特になし

第5章 共に助け合い、効率的・効果的な行政運営のむらづくり

5-2 行政事務の適切な実施

【 担当課：全庁の全ての課 】

基本方針

業務改善を適切に行いながら、村民からの信託に答える適正な業務を行う。

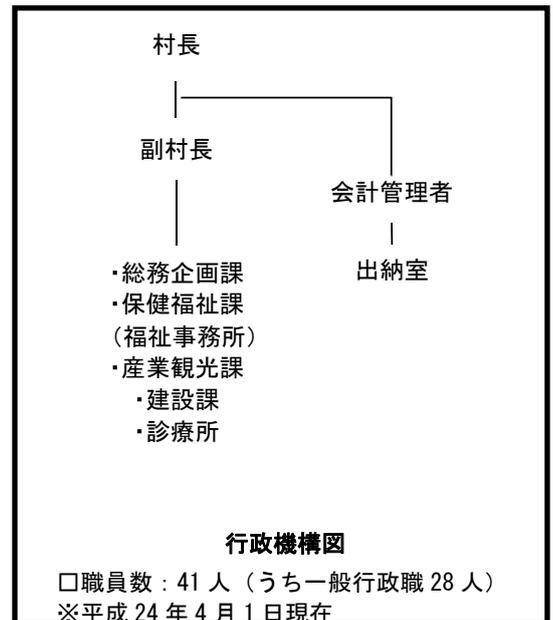
◆現状と課題◆

本村では、平成24年4月現在、41名の職員（一般事務28人）が行政運営に携わっています。

地方分権（地域主権）が進展し、国や県から市町村への権限委譲が進み、村が担う業務も多様化かつ複雑化してきました。こうした中、基礎自治体として自らの責任と創意工夫のもとに地域経営を進めるとともに、村民の多様化・多角化するニーズに的確に答えていくためには、職員一人ひとりの一層の資質向上や行政事務の効率化を図る必要があります。

また、徹底した情報公開や村民にわかりやすく透明性のある行政運営に努め、村民のみなさんの信託に応える適正な業務を行うよう、常に業務の改善を図る必要があります。

さらに、行政運営においては、個人情報保護など各種法令に基づき業務を行うことはもちろん、業務の適切な改善・選択により、注力すべき業務への適切な人員配置を行うことが必要です。



◆取り組みの基本的な考え方◆

事業の緊急性や妥当性・効率性等の観点から事務事業を適正に評価し、効果的かつ効率的で透明性の高い行政運営を推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	職員の職務遂行能力や意識の向上、適材適所に配慮した職員配置などを通じて、村民の視点に立った行政運営を効果的かつ効率的に行うむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28末)	最終目標 (H33末)
職員研修の年間開催数	1回 (H23)	2回	3回
職員研修の年間参加者数	63人 (H23)	80人	100人

◆施策の内容◆**1. 効果的な事業の実施**

前年度の課題等を踏まえた予算編成を行うとともに、改善を意識した事業等の執行を行い、その進捗状況を定期的に点検します。

2. 職員の意識改革と資質向上

人材育成方針に基づき、職員の育成と能力開発を総合的・体系的に推進します。

3. 職員の人員配置の適正化

新しい時代の行政課題や村民ニーズにいち早く対応するため、組織横断的課題を迅速に調整・決定する機能を強化するとともに、簡素で効率的な組織機構を編成し、それらに見合う適正な職員数の確保や配置を行います。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・広報紙やホームページなど、役場からの情報に関心をもち、行政施策・事業への理解を深めましょう。
- ・様々な機会を通じて行政運営に参画し、住民目線での行政施策の改善点や組織の改善・改革などを指摘するなど、村の将来像の実現に向けて積極的に意見・提言を行いましょ。

【行政の役割】

- ・複雑化・多様化する行政ニーズに的確に対応するため、取り組むべき課題を明確にし、組織としての規模の適正化などを踏まえて、必要な見直しを行いながら、機動性や弾力性のある組織機構の確立を目指します。
- ・民間で行うことができることは民間委託を進めるとともに、担い手となる民間組織の育成や設立に向けた取り組みを支援します。
- ・総合振興計画の基本構想、基本計画、実施計画に基づいた計画的な行政運営を行います。

◆関連する個別計画◆

- ・特になし

第5章 共に助け合い、効率的・効果的な行政運営のむらづくり

5-3 財政運営の適切な実施

【 担当課：全庁の全ての課 】

基本方針

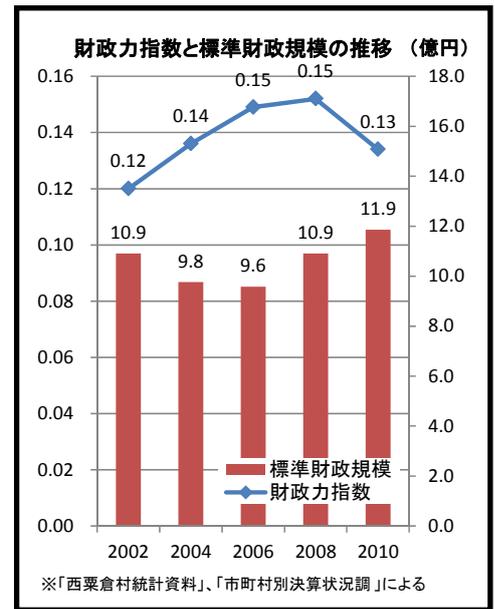
長期にわたる財政シミュレーションを作成し、実行することにより、今後の大きな投資に備えた安定的な行政運営を行う。

◆現状と課題◆

本村の財政力指数は 0.13 と極めて脆弱な財政状況にあり、村が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量を示す標準財政規模は 11.9 億円となっています。人口が少ない本村では税などの自主財源の確保には限界があり、地方交付税を含め、限りある財源を有効に活用していくためには、計画的な財政運営が必要です。

また、これまで村では道路や上下水、光ファイバなどの生活インフラ*や観光・林業などの整備に大きな投資を行ってきました。今後はこれらを維持するための費用が必要になります。耐震化基準を満たしていない庁舎などの公共施設の改築や、老朽化した生活インフラ*の計画的な更新を行うためには、基金などの積み立てを行うことが必要であり、その財源を捻出するためには、前例にとらわれない予算の配分や行政コストの合理化を図っていく必要があります。

また、毎年3千万～5千万円の赤字補填を行っている森の村振興公社の経営健全化を行うことも村としての大きな課題です。観光業務の推進に合わせて、経営を健全化し、補填部分が将来に向けた投資への積み立てや村民のみなさんの生活に必要な事業に充てる必要があります。



◆取り組みの基本的な考え方◆

効率的な行政運営により健全な財政基盤の構築と安定した財政運営を推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	歳入の適正な確保や、財政計画に基づく財源の適切な配分等を通じて、多様化する行政需要に柔軟に対応できる財政運営を行うむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
経常収支比率*	85.8% (H23)	85.5%	85.0%
実質公債費比率*	11.4% (H23)	11.0%	10.5%

◆施策の内容◆

1. 財源確保の推進

安定した行政サービスの提供に必要な財源を確保するため、税収の確保に資する施策に積極的に取り組むほか、新たな財源の発掘と確保を図ります。

2. 村税等の収納強化

税や受益者負担（使用料、手数料等）の適正化と納税等意識の高揚を図るとともに、税の公平性や財源を確保するため、納税環境を整備し、村税等の滞納分の徴収強化に取り組みます。

3. 計画的効果的な財政運営の推進

将来負担の軽減や歳出予算の減量化を図った上で、中長期的な財政見通しを踏まえ、総合振興計画に掲げられた施策を着実に遂行していくための計画的かつ効果的な財政運営を行います。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

- ・村の財政状況について関心を持ち、地域を良くするよう意見・提言を行いましょ。
- ・一人ひとりが納税意識を高め、村税などについて、適正に申告し納付しましょ。

【行政の役割】

- ・村税などの公平・公正な賦課・徴収に努めます。
- ・村民の声に積極的に耳を傾け、住民ニーズを実現する予算の実現に努めます。
- ・財政シミュレーションを作成し、遵守しながら適正な財政運営に努めます。

◆関連する個別計画◆

- ・西粟倉村過疎地域自立促進計画(H22～H27)
- ・大茅辺地に係る総合整備計画(H20～H24)
- ・財政運営適正化計画(H21～H25)
- ・公債費負担適正化計画(H19～H24)

第5章 共に助け合い、効率的・効果的な行政運営のむらづくり

5-4 公共財の適切な管理・活用

【 担当課：総務企画課 】

基本方針

公共施設、設備を安全かつ安定的に使っていくために、維持管理を適正に行い、財源の裏付けのもと計画的に改築（改修）していく。

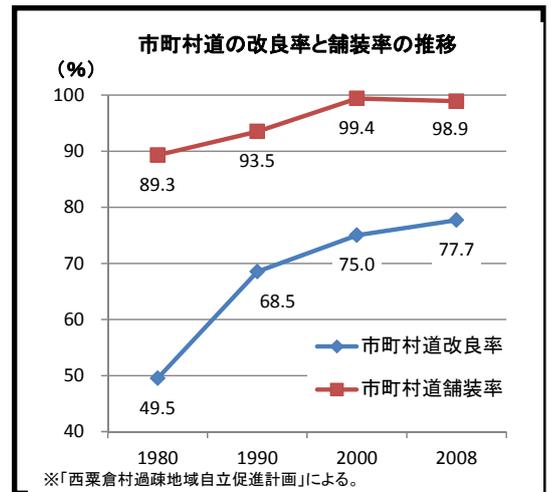
◆現状と課題◆

本村では、これまで他の同規模自治体よりも早くから生活インフラ*の整備を行ってきました。その結果、アンケート調査でも、道路や上下水道などの生活インフラ*に対する村民の満足度は高いという結果が得られています。

一方で、早くから整備を行ったため、公共施設や生活インフラ*の多くが老朽化しています。特に役場本庁舎は耐震化基準を満たしておらず、あわくら会館や旧診療所（現在の託児所）、国民宿舎あわくら荘もこれと同様の結果となることが予想されており、今後の対策が課題となっています。

また、生活インフラ*の中には、上下水道設備など、既に老朽化が進んでいるものも多くあります。今後これらを適正に管理することで長寿命化を図ることはもちろんですが、更新に向けても検討を進める必要があります。

なお、公共施設の管理については、指定管理者制度の導入など、民間活力を有効活用することで効率的な管理を行うほか、使命を終えた施設や設備については、利用方法を改めたり、処分することも必要です。



◆取り組みの基本的な考え方◆

公共施設等の計画的かつ効率的な維持管理と有効利用等を推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	公共施設等の有効利用をはじめ計画的な予防保全による施設の長寿命化や民間活力を活用した維持管理を通じて、適切な財産管理を行うむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
指定管理者制度の導入施設数	13 施設 (H24)	13 施設	13 施設
公共施設整備基金の積立額	1 億円 (H24)	3.4 億円	5億円

◆施策の内容◆**1. 公有財産の維持管理**

村が所有する施設、土地を適正に管理します。

2. 公共施設及び設備の計画的な整備

耐震化基準を満たさない老朽化した施設や生活インフラ*に必要な設備については、基金を積み立てて財源を確保し、補助金や起債などを有効に活用しながら、財政計画に照らして整備していきます。

3. 未使用土地・建物の売却の推進

遊休財産の情報をきめ細かく発信して売却や貸付を推進します。

4. 村有建物敷地の買い上げの推進

村有建物には、借地の上に建設されたものが多くあります。これらを買取るために基金を積み立て、買い上げを推進します。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・公共の建物や土地を大切に使いましょう。
- ・老朽化が進む公共施設の改築等について、より良いものとするため積極的な意見や提言を行いましょ。

【行政の役割】

- ・村有資産(土地及び施設)の適切な管理に努めます。
- ・財政計画と連動し、基金を積み立てるなどして施設や設備の建築、更新に備えます。
- ・未使用施設などの積極的な運用に努めます。

◆関連する個別計画◆

- ・特になし

第5章 共に助け合い、効率的・効果的な行政運営のむらづくり

5-5 情報化の推進

【 担当課：総務企画課 】

基本方針

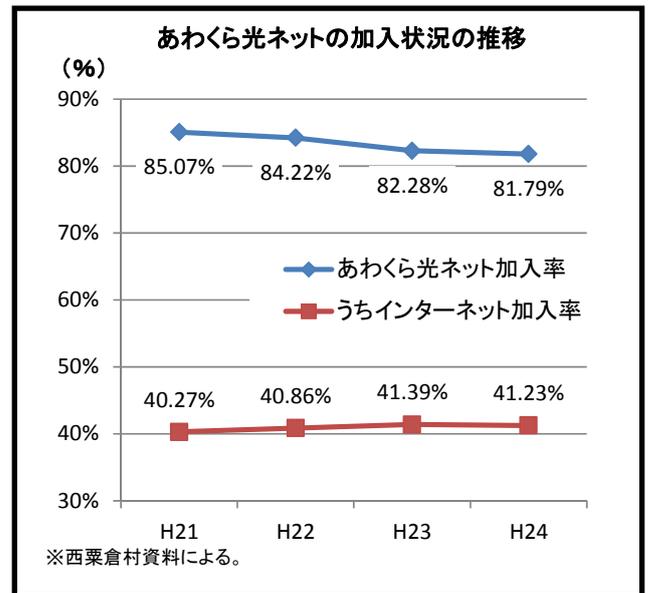
行政と住民の直接的なコミュニケーションを重視しつつも、情報技術の高度化と活用により、一層の住民サービスの向上を図る。

◆現状と課題◆

本村では、平成18年度に光ファイバ網が整備され、望めば都会と変わらない高速情報通信網が整備されています。これにより、村外電話、村内無料電話、告知放送、ケーブルテレビ、文字放送、インターネットなどの情報伝達手段が整っています。

しかし一方で、これらの情報基盤を村民の生活課題の解決に向けて有効活用しきれていないのが現状です。

本村は圏域もコンパクトで、役場と村民宅が物理的に近いことなどから、顔の見える直接的な行政運営が行われているため、広大な面積を有する市町村が行っているような、行政と住民との距離を埋めるための施策は必要ないといえますが、他の市町村の事例などを参考にしながら、住民課題の解決や地域活性化のために情報通信基盤や情報技術を活用するための検討が必要です。



◆取り組みの基本的な考え方◆

情報技術を積極的に活用して地域活性化や行政運営の効率化、質的向上を推進します。

◆政策目標◆

目指す姿	情報基盤を村民の日常生活に密着した情報伝達手段として活用することによって、住民課題の解決や生活の質的向上、地域活性化を実現しているむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
光インターネット利用者率	41.6% (H24)	43%	45%
インターネットなどの情報通信環境の満足度	0.6 (H24)	0.8	1.0

◆施策の内容◆

1. 高速通信網の有効活用

村民や行政の生活課題の解決をはじめ、産業活性化等を図るため、高速通信網の有効活用についての調査・研究を進めます。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

・地域における情報伝達手段としての域内無料電話などを有効活用しましょう。

【行政の役割】

・住民や行政が抱える課題を解決するための手段としての高速通信網の活用について検討を進めます。

◆関連する個別計画◆

・美作市・西粟倉村e-むらづくり計画(H17～)



岡山情報ハイウェイ*との接続状況

第5章 共に助け合い、効率的・効果的な行政運営のむらづくり

5-6 情報公開・保護の推進

【 担当課：総務企画課 】

方針

分かりやすく効果的な情報発信を行うことで、住民理解を得るとともに、行政と村民が情報を共有し、協働の取り組みを進めていく。

◆現状と課題◆

行政から村民に様々な情報をお知らせ（公開）する手段として、村のホームページのほか、広報誌、音声告知放送、ケーブルテレビ文字放送があり、村ではこれらを活用して様々な行政情報を発信してきました。平成24年度には村ホームページをリニューアルし、分かりやすくタイムリーな情報発信に努めているほか、新たに村の公式facebook*ページを立ち上げるなど、SNS*を活用した情報発信・情報交換にも取り組んでいます。

村全域での光ファイバ網の敷設により、インターネットの利用環境も整備されていますが、今後も様々な媒体・手段を活用して、あらゆる世代の村民に的確に必要な行政情報をより分かりやすく伝える必要があります。

また、村民と行政との「協働」による村づくりを進めていくためには、様々な情報を互いに共有できる環境を作ることが重要です。例えば、本総合振興計画の策定にあたっては、アンケート結果や会議等の進捗状況について随時広報誌等で情報を公開してきました。今後も、このように、個人情報保護条例など法律や条例を順守しつつ、村民に必要とされる情報を積極的に公開・提供する姿勢や取り組みが必要です。



◆取り組みの基本的な考え方◆

協働のむらづくりに向けて、情報公開を推進するとともに、行政と村民の対話型の情報共有化を充実していきます。

◆政策目標◆

目指す姿	行政情報を様々な媒体を通じて分かりやすく村民に発信することによって、村民と行政の情報共有化と相互の厚い信頼関係が構築されているむら		
指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
村定例議会内容の放送件数	0 件 (H24)	4 件	4 件
地区座談会の年間開催数	24 回 (H24)	24 回	24 回
審議会等の公募委員数	3 人 (H24)	3 人	3 人

◆施策の内容◆

1. 広報・広聴活動の推進

村政に対して広く村民の理解を得るため、広報誌やホームページ、報道機関などの各種広報媒体の特性を活かし、行政情報を的確に分かりやすく提供します。

また、村民の行政に対する意見やニーズを的確に把握するため、地区座談会など広聴活動を積極的に推進するとともに、ホームページや facebook* を通じた提案・要望の受け入れを進めます。

施策の立案等における村民の参画を推進するため、各種審議会への公募委員の登用などを行うとともに、計画等の策定にあたっては、住民意識調査やワークショップ*、パブリックコメント*の実施など、様々な手法を駆使した広聴活動を展開します。

2. 情報公開の推進と個人情報保護の徹底

行政に対する理解を深め、村民と行政との協働によるむらづくりを推進するため、行政が保有する情報は原則公開とし、わかりやすく整理して、村民に提供していきます。

情報公開にあたっては、個人情報保護制度等の着実な運用を図るとともに、文書管理体制の適正化に努めます。

公文書等を村民共有の記録遺産として次代に確実に伝えていくため、資料の適正な収集と保存、公開を行います。

◆村民と行政の役割◆

【村民のみなさんをお願いしたいこと】

- ・広報誌やホームページ、告知放送、文字放送などを活用し、行政からの情報を積極的に取り入れましょう。

【行政の役割】

- ・村が保有する情報を、ホームページや広報誌などで積極的に公開します。
- ・行政職員の個人情報保護や情報セキュリティへの意識を高め、村が取り扱う個人情報の適正管理による個人の権利利益の保護に努めます。
- ・村民の行政に対する関心を高めるため、座談会などの広聴活動を積極的に実施し、協働のむらづくりを推進します。

◆関連する個別計画◆

- ・特になし

第5章 共に助け合い、効率的・効果的な行政運営のむらづくり

5-7 人権啓発及び人権教育、男女共同参画の推進

【 担当課：保健福祉課、総務企画課 】

基本方針

人権や男女共同参画に関する情報を繰り返し村民に提供し、村民の理解を深めていく。

◆現状と課題◆

誰もが自分らしく、生きがいを持って生活できる暮らしやすい地域を作るためには、地域で暮らす全ての人が、一人ひとり社会の対等な構成員であるということを認識し、性別による固定的な役割分担意識を取り除いた上で、あらゆる活動に性別や年齢に関わらず自由に参画できる環境をみなで作っていくことが重要です。

これまでも村では人権啓発事業を行ってきましたが、参加者の固定化や世代の偏りが見られることから、より魅力のある内容や、生活に密着した内容を盛り込むなど、改めて人権教育に取り組んで行く必要があります。

また、近年、人々の価値観やライフスタイルは多様化しており、家族の形や個人の自己実現のあり方も様々となっています。本村でも働く女性は増えており、様々な分野で女性が意欲的に活躍する姿がみられます。しかしその一方で、社会全体の風潮として、性別による固定的な役割分担意識は未だに根強くみられ、家庭責任は共に担っていくという考えがある一方で、家事時間は女性の方が長く、負担が大きいのが現状です。

男女の役割分担については、地域により様々な考え方や習慣がありますが、一人ひとりが性別により制約されることなく、持てる個性や能力を発揮できる地域、職場、家庭環境づくりが必要です。

◆取り組みの基本的な考え方◆

人権に関する普及啓発活動を充実し、差別や偏見のない地域社会の実現を目指します。

また、男女平等の意識づくりや、男女がゆとりを持って働ける環境づくりなど、男女共同参画の取り組みを進めます。

◆政策目標◆

目指す姿	人権問題や男女共同参画に村民が高い関心を持ち、差別や偏見なく一人ひとりがいきいきと活躍できるむら			
	指標項目	策定時	中間目標 (H28 末)	最終目標 (H33 末)
	普及啓発活動・広報の実施回数	1回	5回	5回

◆施策の内容◆**1. 人権啓発及び人権教育の推進**

人権問題に対する正しい理解を広め、人権尊重の意識を高めるため、学校や関係機関等との連携を図りながら、啓発活動や広報活動を繰り返し行います。

2. 男女共同参画普及啓発活動の推進

男女共同参画に対する意識を高めるため、様々な媒体を通じて啓発・広報活動を積極的に進めます。

また、地域や村の活動により多くの女性が参加できるよう、地域や関係団体等と連携しながら取り組みを進めていきます。

◆村民と行政の役割◆**【村民のみなさんをお願いしたいこと】**

- ・人権問題や男女共同参画に関心を持ち、家庭で日頃から人権の大切さについて話し合うなど、一人ひとりの意識を高めましょう。
- ・家庭や地域での活動において、「男だから」「女だから」といった従来の固定観念にとらわれることのない役割分担を考えましょう。

【行政の役割】

- ・人権問題や男女共同参画に村民のみなさんが関心を持ち続けることができるよう、普及啓発・広報活動を推進します。
- ・様々な分野において、男女が意欲的に参画できるむらづくりを推進します。

◆関連する個別計画◆

- ・特になし

